# 大学における社会人の受入れの推進について（参考資料）

1．社会人の受入れの推移
(1) 社会人入学者数
①25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較） 1
②高等教育の学歴取得率の各国比較 2
③大学における社会人入学者数の推移 4
④大学院における社会人入学者数の推移 5
⑤大学院における課程別の社会人入学者数の推移 6
⑥短期大学における社会人入学者数の推移 7
(2) 社会人の大学での学修ニーズ
①社会人の教育機関の活用 8
②社会人のリカレント教育の受講意識 9
2．社会人の受入れ推進に関するこれまでの取組
(1) 大学設置認可における取扱い 10
(2) 大学制度等の弾力化 12
(3) 主な制度と各大学の取組み状況
(3－1) 入学者選抜方法の工夫 15
○社会人特別入学者選抜
(3－2) 夜間における授業の実施 16
①夜間学部
②昼夜開講制
(3－3) 校舎以外の場所での授業の実施 19
○サテライト教室
(3－4) 標準修業年限の弾力化
①短期在学コース 20
②長期在学コース 20
③早期卒業・課程修了 21
④長期履修学生制度 22
(3－5) 通信による教育
①通信制大学・大学院 23
②放送大学 27
(3－6) 科目等履修生制度及び履修証明制度
①科目等履修生制度 29
②履修証明制度 30
(4) 魅力ある教育プログラムの提供 33
(5) 社会人の大学修学にかかる負担の軽減
(5－1) 学生の経済的負担の軽減 42
(5－2) 学生の雇用者の経済的負担の軽減 43
(5－3) 大学修学を目的とした休業制度 44
(6) 学修成果の雇用先での初任給や昇給への反映 45

# 1．社会人の受入れの推移（1）社会人入学者数

## ①25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し，社会人学生も相当数含まれる一方，日本の社会人学生比率は2.0%であり，大きな差があると推定される。

**25歳以上の入学者の割合（大学型高等教育機関）の国際比較**

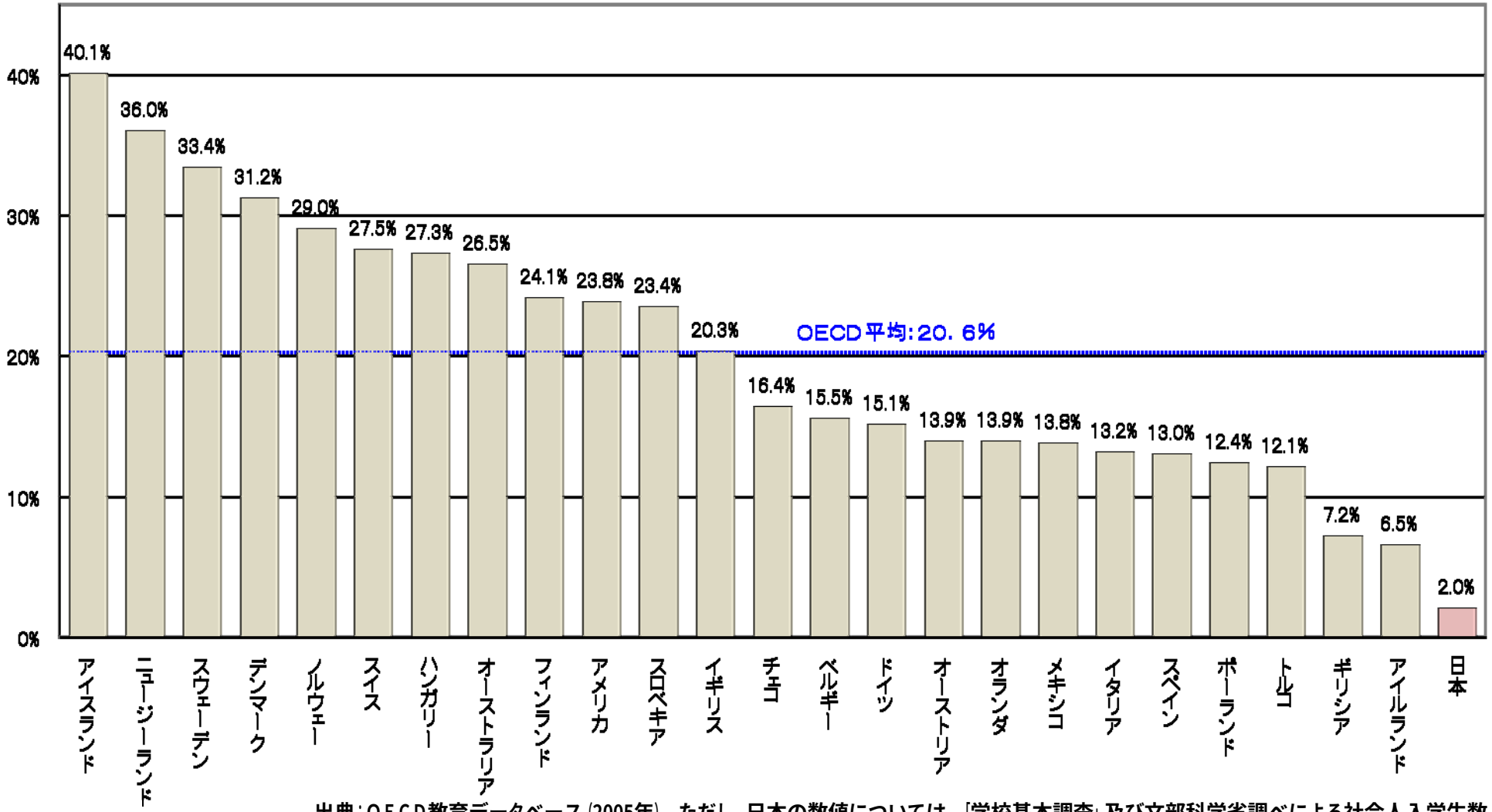


出典：ＯＥＣＤ教育データベース（2005年）。ただし，日本の数値については，「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数


1

## ②高等教育の学歴取得率の各国比較

日本の25-34歳の者の最終学歴は，高等教育終了者が54%（ＯＥＣＤ加盟国中第3位）。そのうち，大学学部・大学院卒の者は29%であり，アメリカ・韓国よりも低く，他国と比較してそれほど高くない。
年齢区分別に比較すると，アメリカやドイツでは年代にかかわらず高等教育終了者の割合が均一であるが，日本では年代が高くなるにつれてその割合が大きく低下。

### ○　25～34歳の者の最終学歴比率

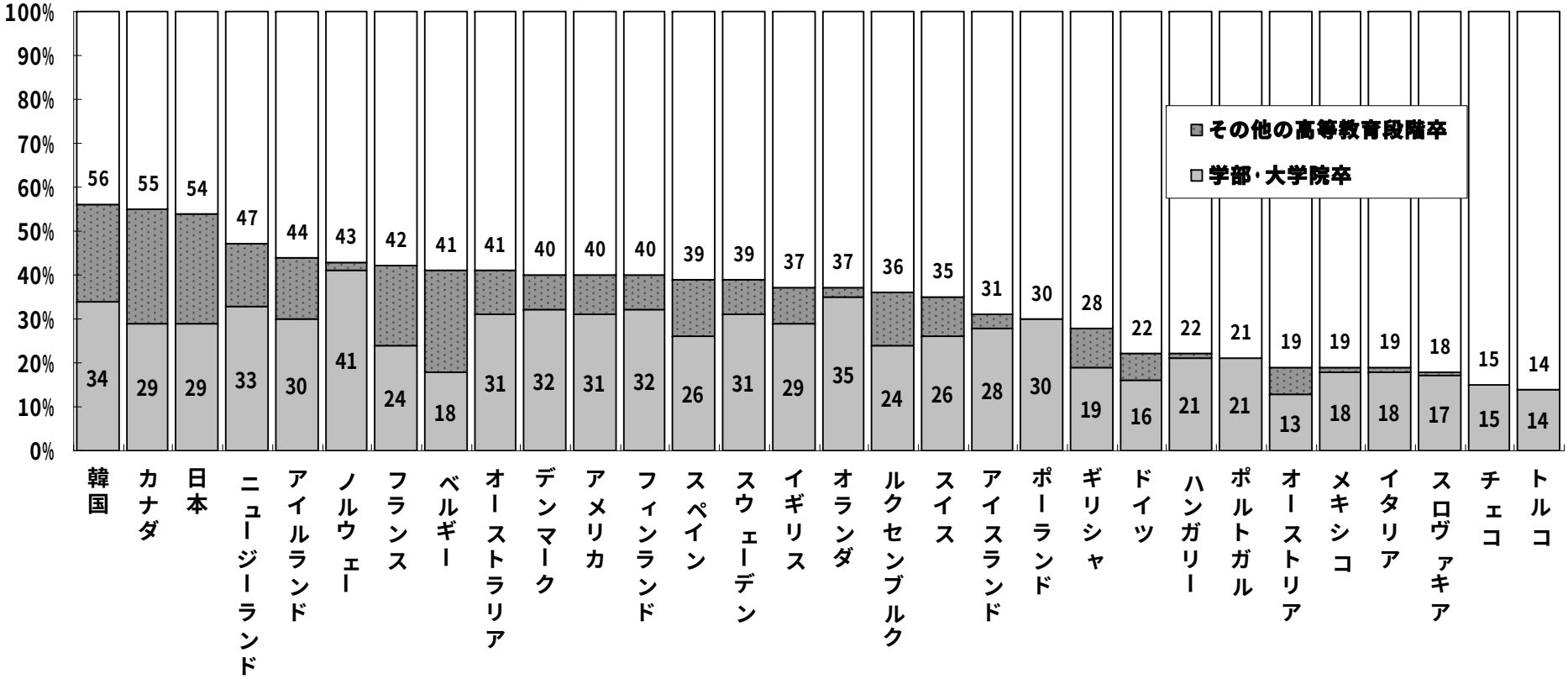


注　各国の高等教育制度を一概に比較することは困難であるが，主要国における「学部・大学院」と「その他の高等教育段階」の区別は，下記のとおり。
日本：「その他の高等教育段階」は，短期大学，高等専門学校，専修学校専門課程（専門学校）を計上。
韓国：放送・通信大学は「学部・大学院」に，技術大学・産業大学・教育大学は「その他の高等教育段階」に計上。
アメリカ：コミュニティカレッジを含む短期大学は，いずれにも含まない（ただし，職業教育に係る教育課程は「その他の高等教育段階」に計上）。
イギリス：「その他の高等教育段階」には，大学における学位に達しないディプロマ等や職業教育カレッジが含まれる。

（OECD「Education at a Glance　2009」）


2

## ○　年齢階層別の最終学歴比率

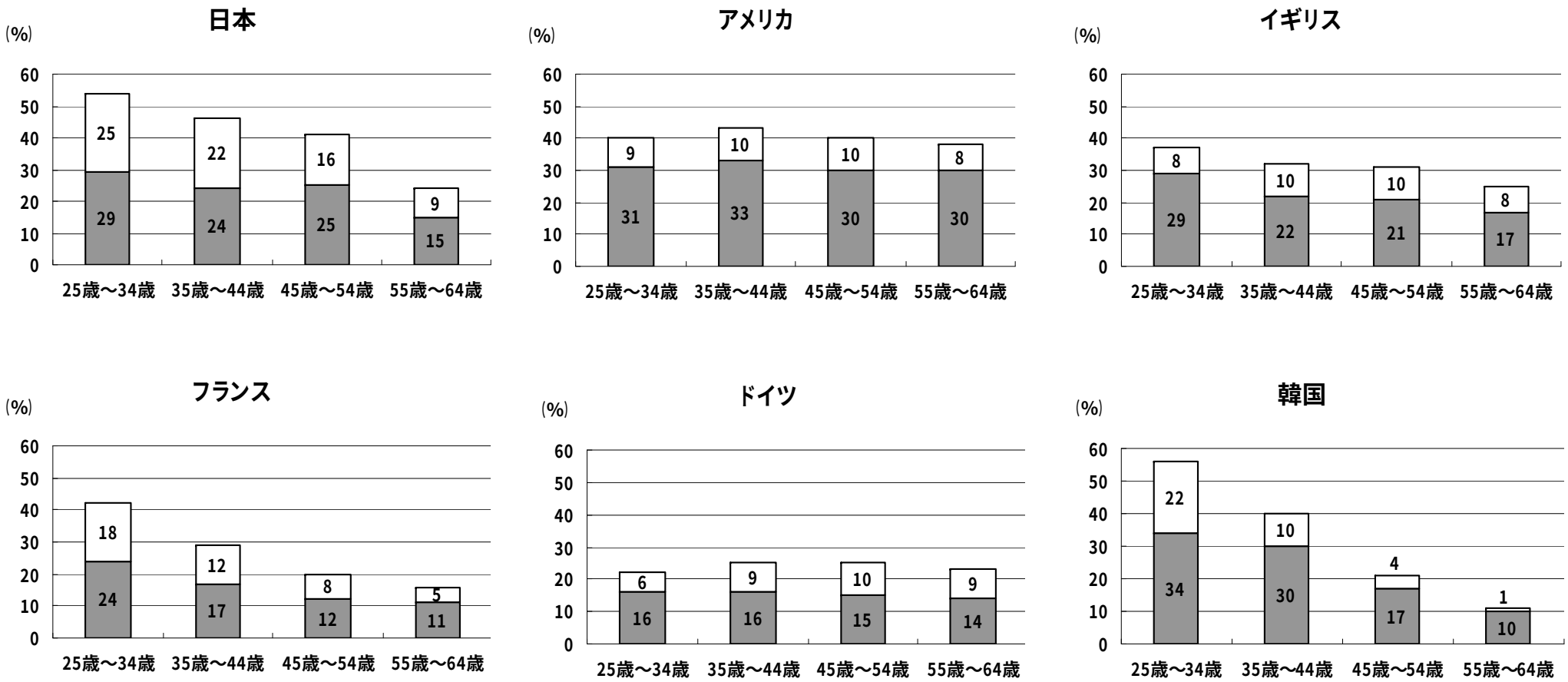


注　灰色部分は，当該年齢階層に占める学部･大学院卒業者の割合。白色部分はその他の高等教育段階の卒業者の割合。
「学部･大学院」と「その他の高等教育段階」の定義については，前頁と同じ。



（OECD「Education at a Glance　2009」）3

## ③大学における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は平成10年の5,228人をピークに減少。通信制への入学者（放送大学）を含めても平成13年の18,340人（推計）をピークに減少。

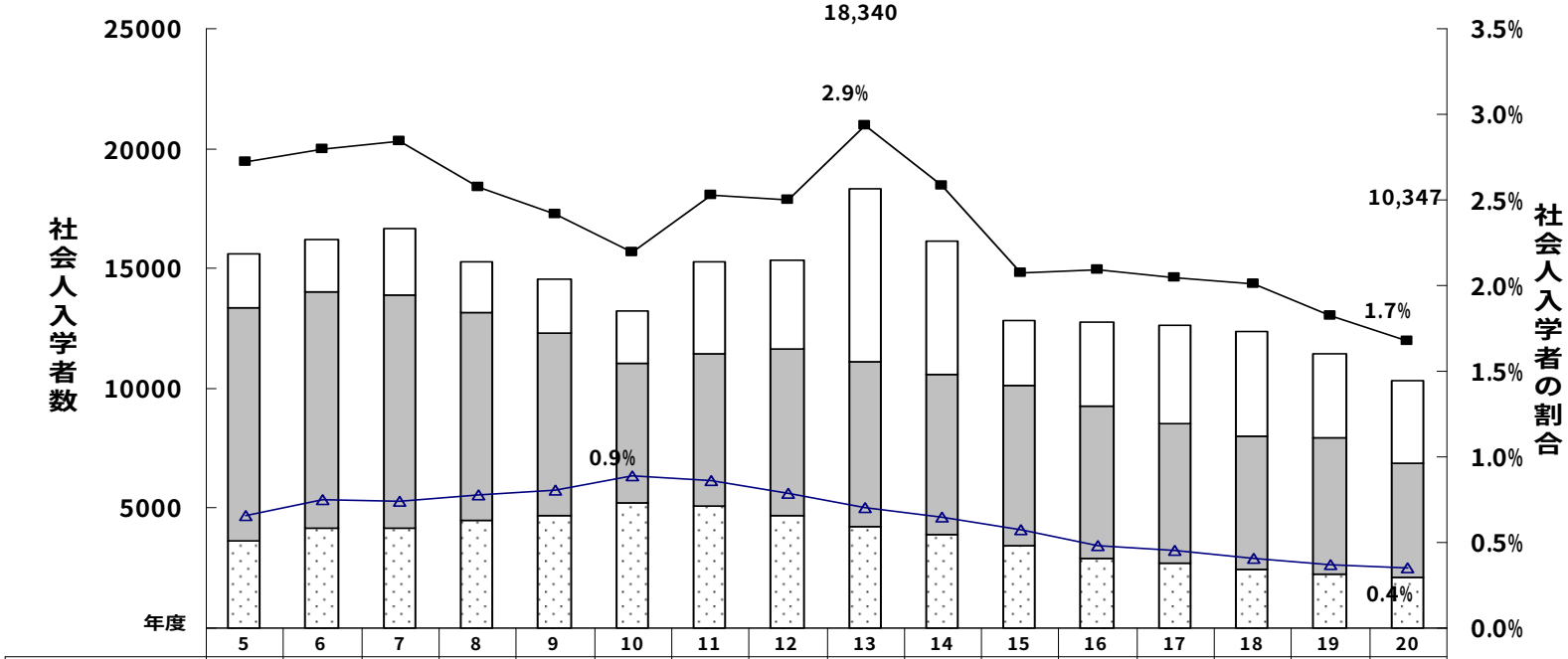


| 年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放送大学：社会人入学者 | 2,253 | 2,197 | 2,776 | 2,140 | 2,255 | 2,181 | 3,853 | 3,716 | 7,239 | 5,603 | 2,726 | 3,523 | 4,133 | 4,377 | 3,459 | 3,449 |
| 通信（放送大学を除く）：社会人入学者 | 9,664 | 9,794 | 9,714 | 8,657 | 7,578 | 5,823 | 6,381 | 6,941 | 6,877 | 6,640 | 6,635 | 6,383 | 5,787 | 5,575 | 5,703 | 4,766 |
| 通学：社会人入学者 | 3665 | 4,199 | 4,189 | 4,508 | 4,728 | 5,228 | 5,070 | 4,703 | 4,224 | 3,922 | 3,459 | 2,885 | 2,740 | 2,440 | 2,261 | 2,132 |
| 通学：入学者全体に占める社会人割合 | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.8% | 0.8% | 0.9% | 0.9% | 0.8% | 0.7% | 0.6% | 0.6% | 0.5% | 0.5% | 0.4% | 0.4% | 0.4% |
| 入学者全体に占める社会人割合 | 2.7% | 2.8% | 2.8% | 2.6% | 2.4% | 2.2% | 2.5% | 2.5% | 2.9% | 2.6% | 2.1% | 2.1% | 2.0% | 2.0% | 1.8% | 1.7% |

※ 出典：学校基本調査報告書

※ 「社会人」とは，当該年度の5月1日において，給与，賃金，報酬，その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者（企業等を退職した者，及び主婦などを含む）をいう。

※ 通学の社会人入学者は，「国公私立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに，通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。


4

## ④大学院における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は，増減があるものの近年は増加が停滞傾向にあり，入学者全体に占める割合は18.2%(平成20年度）。通信制（放送大学を含む）への入学者は1,100人程度で，社会人入学者全体の6%程度。

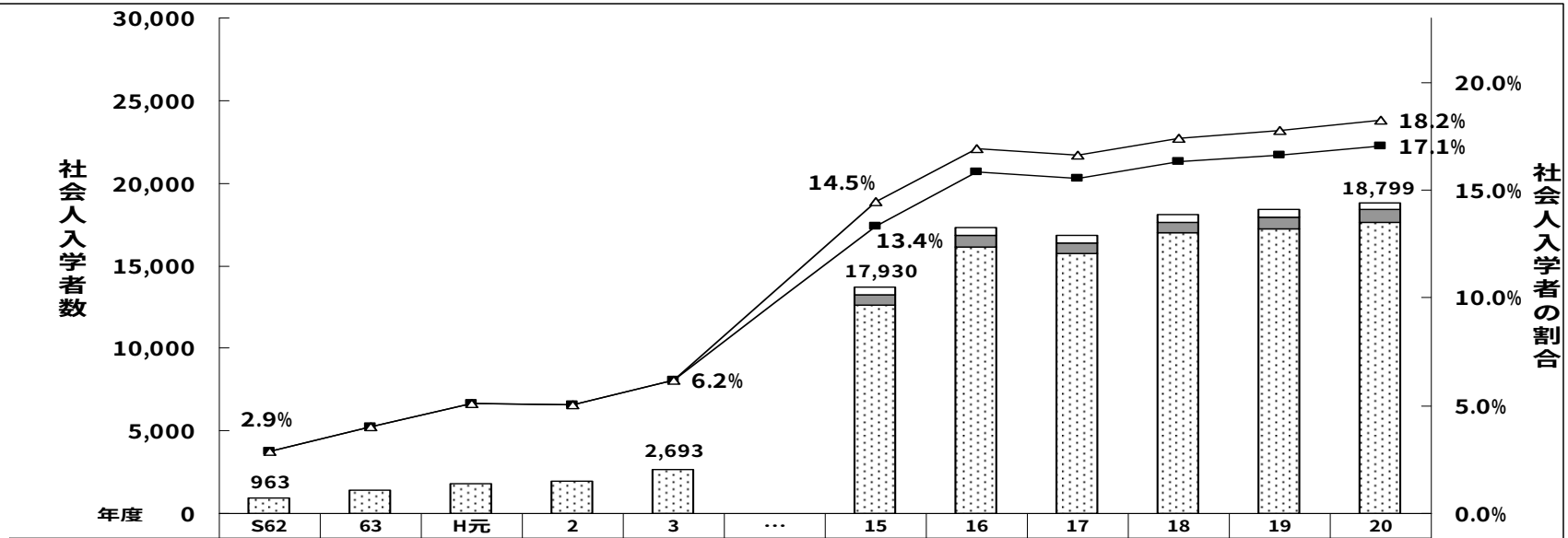


| 年度 | S62 | 63 | H元 | 2 | 3 | … | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放送大学：社会人入学者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 452 | 460 | 474 | 452 | 427 | 428 |
| 通信（放送大学を除く）：社会人入学者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 624 | 678 | 643 | 663 | 727 | 776 |
| 通学：社会人入学者 | 963 | 1,387 | 1,827 | 1,955 | 2,693 | | 12,624 | 16,144 | 15,710 | 16,960 | 17,215 | 17,595 |
| 通学＋通信（放送大学含む）：入学者全体に占める割合 | 2.9% | 4.0% | 5.1% | 5.1% | 6.2% | 10.4% | 14.5% | 17.0% | 16.6% | 17.4% | 17.8% | 18.2% |
| 通学：入学者全体に占める割合 | 2.9% | 4.0% | 5.1% | 5.1% | 6.2% | 9.8% | 13.4% | 15.8% | 15.5% | 16.3% | 16.6% | 17.1% |

※ 出典：大学課調べ，学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに，通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。


5

## ⑤大学院における課程別の社会人入学者数の推移

入学者全体に占める社会人の割合(平成20年度)は，修士課程で11.8%，博士課程で34.3%，専門職学位課程で40.7%で，近年は停滞傾向。

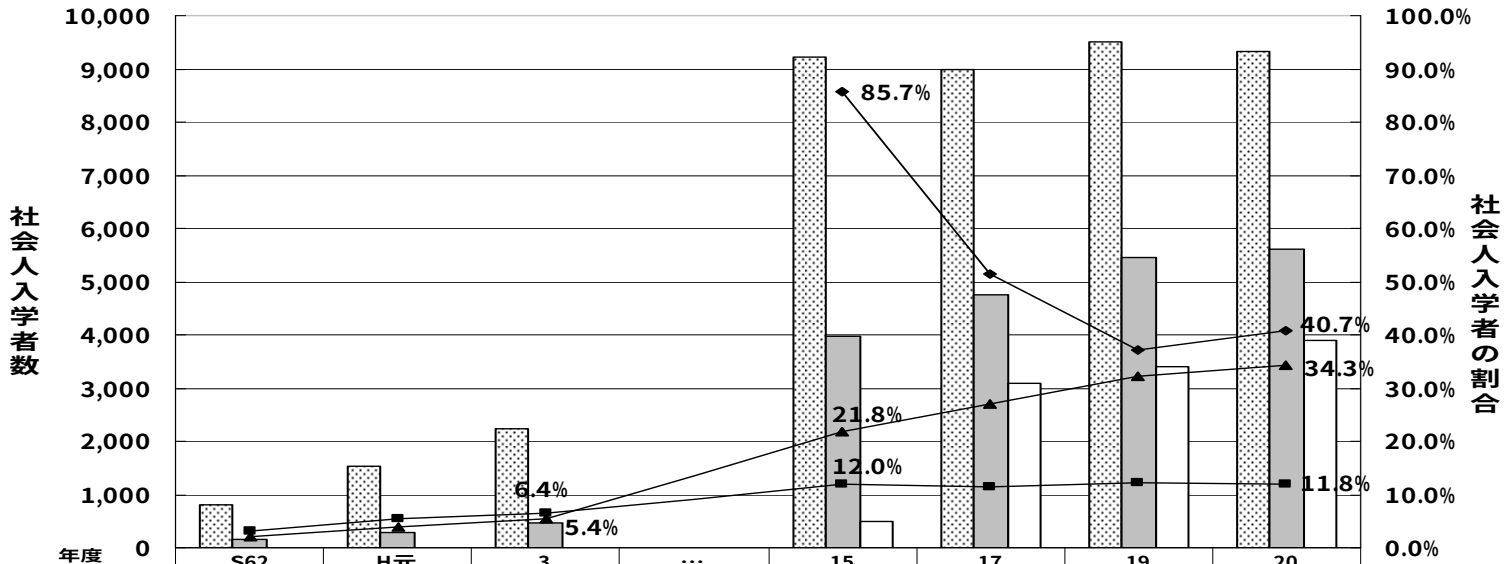


| 年度 | S62 | H元 | 3 | … | 15 | 17 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 修士課程 社会人入学者 | 815 | 1,539 | 2,233 | | 9,233 | 8,983 | 9,507 | 9,312 |
| 博士課程 社会人入学者 | 148 | 288 | 460 | | 3,977 | 4,750 | 5,460 | 5,598 |
| 専門職学位課程 社会人入学者 | | | | | 490 | 3,094 | 3,402 | 3,889 |
| 修士：入学者全体に占める社会人入学者割合 | 3.1% | 5.5% | 6.4% | | 12.0% | 11.4% | 12.1% | 11.8% |
| 博士：入学者全体に占める社会人入学者割合 | 2.2% | 3.9% | 5.4% | | 21.8% | 27.0% | 32.2% | 34.3% |
| 専門職：入学者全体に占める社会人入学者割合 | | | | | 85.7% | 51.4% | 37.2% | 40.7% |

※ 出典：大学課調べ，学校基本調査報告書

※ 社会人入学者は推計である（通信教育課程の社会人入学者数は，「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに，通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。


6

## ⑥短期大学における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は平成17年の5,446人をピークに減少。入学者全体に占める社会人の割合も，近年減少傾向にある。

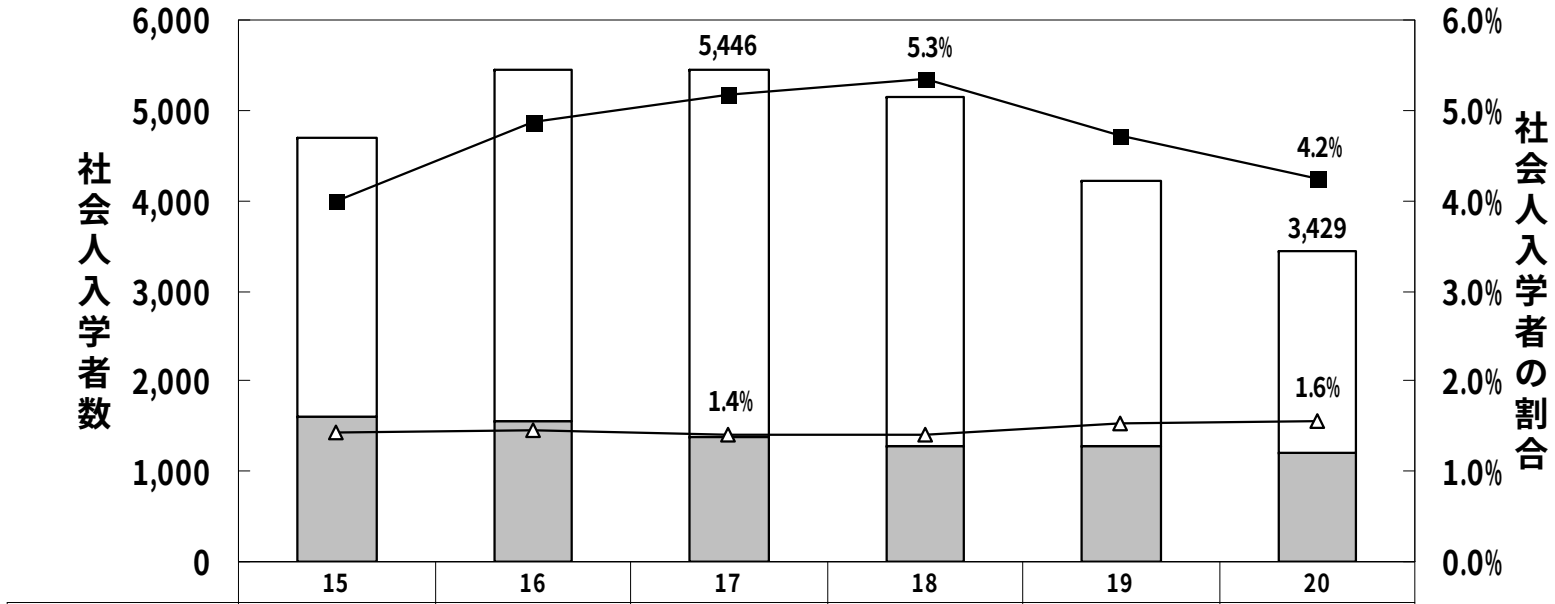


| | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 通信：社会人入学者 | 3,090 | 3,896 | 4,055 | 3,865 | 2,917 | 2,224 |
| 通学：社会人入学者 | 1,614 | 1,547 | 1,391 | 1,281 | 1,291 | 1,205 |
| 通学：入学者全体に占める社会人割合 | 1.4% | 1.5% | 1.4% | 1.4% | 1.5% | 1.6% |
| 入学者全体に占める社会人割合 | 4.0% | 4.9% | 5.2% | 5.3% | 4.7% | 4.2% |

※ 出典：学校基本調査報告書
※ 通学の社会人入学者は，「国公私立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用
※ 通信の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに，通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。


7

# (2) 社会人の大学での学修ニーズ

## ①社会人の教育機関の活用

社会人になってから教育機関を活用したことがない者の割合は60%，大学卒では50.8%。利用した機関は，「通信教育」「語学スクール」「専門学校･各種学校」「大学」の順に多く，大学卒では「大学」の利用割合が他の学歴の者より高い。

【全体】

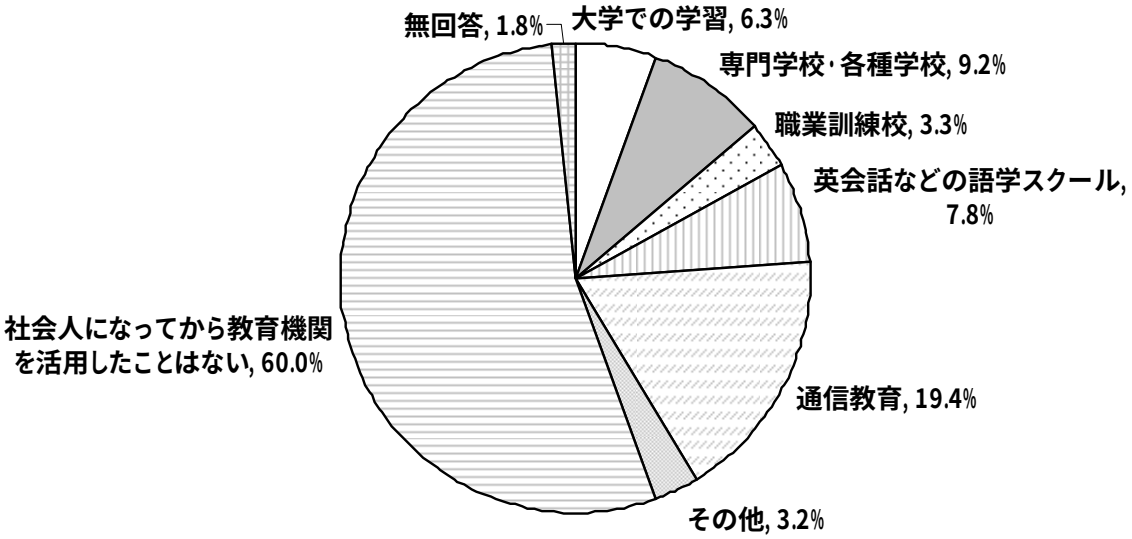


【学歴別】

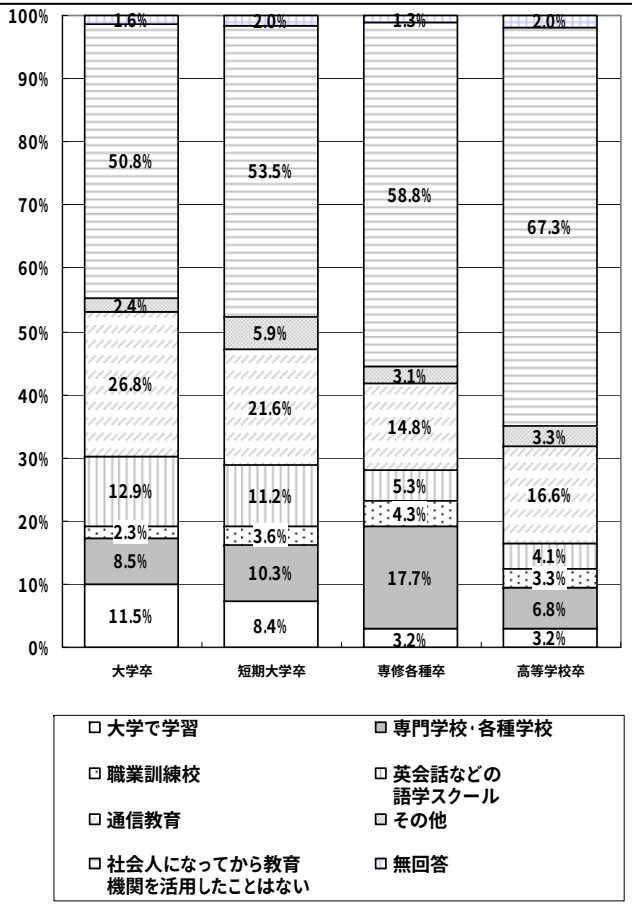


(注)
・「大学で学習」は，①大学･大学院の公開講座で学習，②大学の学部に在籍，③社会人大学院やビジネススクールを活用，への回答者の割合を合計したもの。

(出典) リクルートワークス研究所 「ワーキングパーソン調査２００８」
2008年に首都圏50km (東京都，神奈川県，千葉県，埼玉県，茨城県) で，正規社員･正規職員，契約社員･嘱託，派遣，パート･アルバイト，業務委託として2008年7月最終週に1日でも就業している18～59歳の男女 (学生除く) 6,500名を対象に調査


8

## ②社会人のリカレント教育の受講意識

リカレント教育に対する社会人の意識調査によると，約9割が「受けたい」又は「興味がある」と回答。利用したい教育機関については，大学院（46.4%），大学(19.5%）が多い。教育機関の選択の際には，「カリキュラムが魅力的であること」（74%）を重視。一方で，教育を受ける場合に想定される課題としては，職業生活と学修の両立に関するものが多い。

**リカレント教育の受講意識**

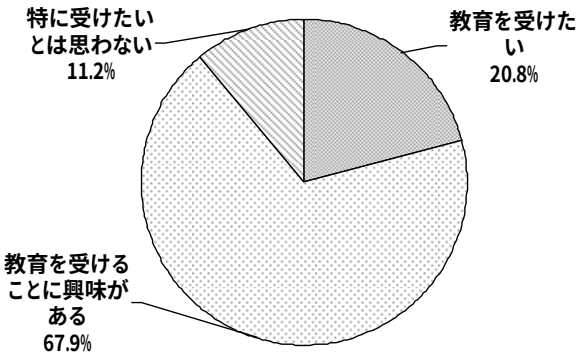


**リカレント教育において利用したい教育機関**

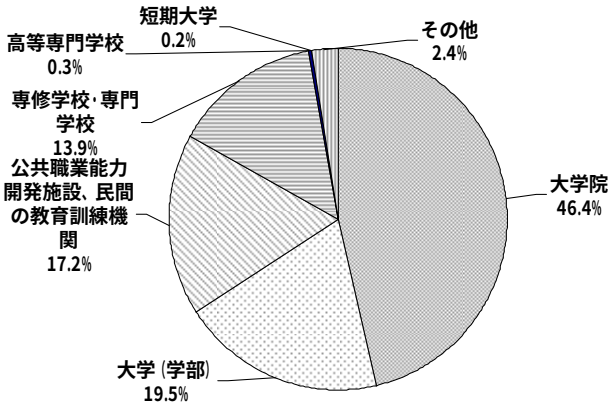


**リカレント教育の受講を希望する理由**

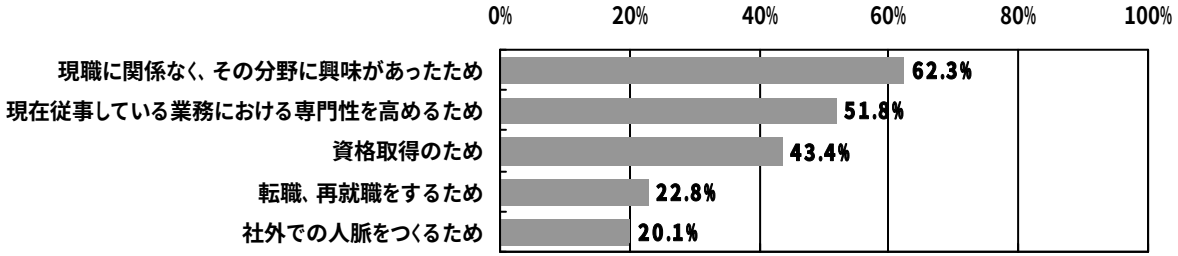


**リカレント教育受講において想定される課題**

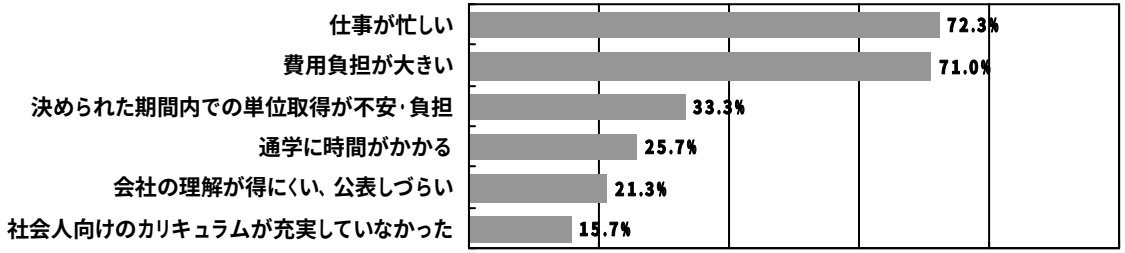


**リカレント教育の教育機関の選択において重視する点**

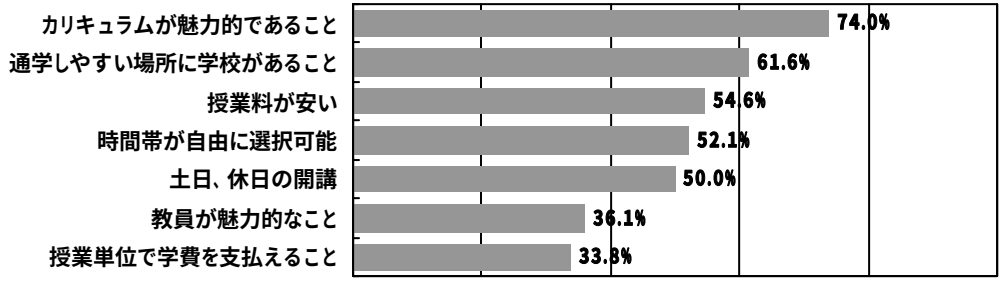


（職業能力開発総合大学校能力開発研究センター調査報告書No.128　平成17年3月）


9

# 2．社会人の受入れ推進に関するこれまでの取組（1）大学設置認可における取扱い

| | 昭和50年代前期計画 | 昭和50年代後期計画 | 新高等教育計画 |
|---|---|---|---|
| 計画期間 | 昭和５１－５５年度 | 昭和５６－６１年度 | 昭和６１－平成４年度 |
| 計画策定の方針 | ①大学，短期大学，高等専門学校に限らず，放送大学，大学通信教育，専修学校等をも包含する高等学校卒業後の教育を通じて，その構造の柔軟化，流動化を積極的に進める。<br>②大学，短期大学については，その拡充は，原則として，地域間の格差や専門分野構成の不均衡の是正と人材の計画的養成に必要なものにとどめる。 | | ①社会等の様々な教育的要請に適切に対処していくために，学術の振興，研究者の養成，有為な人材の育成等の伝統的な役割に併せて，今後，我が国の高等教育機関がその質的内容を充実していく。<br>②１８歳人口の増減に適切に対応するとともに，地方における大学等の整備を基本とする従来からの方針を踏まえ，地域的に調和のとれた配置を図りつつ，量的整備を適切に進めていく。 |
| （社会人に関する記述） | 社会人の再就学の機会の拡大，公開講座，その他社会に対する高等教育機関の解放と積極的な活動を促進すること。 | 高等教育への進学の機会が高等学校卒業時に限られず，社会人となった後にも年齢的，場所的，時間的節約を超え，広く開放されることとなれば，高等教育が広く生涯学習の場となり，いわゆる学習社会の実現に近づくことが期待できる。 | 【開かれた高等教育機関】<br>生涯学習の視点から，職業人・社会人が安んじて高等教育を受け得る制度の整備を行う。また，放送その他のメディアの積極的な活用や夜間のスクーリングの拡充等多様な教育形態を取り入れていく必要。 |
| （社会人に関する規模の想定） | 特になし。 | 特になし。 | １８歳人口は，昭和５８年度を下回るものと予想されるが，職業人・社会人，留学生を積極的に受け入れる要請が強まっていくこと等を考えると，大学，短期大学及び高等専門学校の規模は，現状程度が必要になると想定。<br>（１８歳人口が減っても，社会人等の現状維持の要素がある。） |
| 全体の進学率の考え方 | 【大学・短大・高専の進学率】<br>昭和50年代の38.3%に対し，55年度に40.3%を想定。<br><br>※大学院については，策定せず。 | 【大学・短大の進学率】<br>昭和54年度の37.9%に対し，昭和61年度に37%を見込む。<br><br>※大学院については，策定せず。 | 【大学・短大・高専の進学率】<br>昭和58年度の35.6%の水準を，18歳人口がピークに達する平成4年度でも維持。<br><br>※大学院については，専門分野によっては，必要に応じ，入学定員の増加を図る。 |
| 定員の取扱いの方針 | 入学定員を2.9万人増（進学者数は3.2万人の増）。 | 入学定員を3.4万人程度の増（実員では4万人程度の増）。 | 18歳人口の大幅な増減に対処するため，恒常的定員を4．2万増とともに，臨時的定員を4．4万増。 |
| 設置認可の取扱い（大学設置審議会の内規） | （昭和51年7月～昭和59年8月）<br>高等教育の計画との関連を考慮しつつ，原則，私立大学における学部等の設置及び収容定員の増，工業（場）等制限区域等における設置等は認めない。<br>ただし，勤労者等を対象とする夜間学部，通信教育等については認めるものとする。 | | （昭和59年9月～平成3年6月）<br>高等教育の計画との関連を考慮しつつ，原則，私立大学における学部等の設置及び収容定員の増，工業（場）等制限区域等における設置等は認めない。<br>ただし，勤労者等を対象とする夜間学部，通信教育等における学部等の設置，及び社会人，留学生，帰国生徒等の受入れに積極的に対応する収容定員の増加については認めるものとする。 |


10

| | 平成5年度以降の高等教育の計画的整備 | 平成１２年度以降の高等教育の将来構想 | 我が国の高等教育の将来像 |
|---|---|---|---|
| 計画期間 | 平成５－１２年度 | 平成１２－１６年度 | 平成１７年度－ |
| 計画策定の方針 | ①高等教育の規模が拡大し広く普及した状況を踏まえ，研究指向型，教育力点型，地域生涯学習型など，様々なタイプの高等教育機関が育つことが必要。<br>②この上で，理念・目標に基づき高等教育機関が，個性を発揮し自由で多様な発展を遂げることが必要。<br>③１８才人口の急減に伴い，今後，大学等にとって厳しい環境が予想される。各大学等は，カリキュラムの編成，指導方法の改善充実などに積極的に取り組むことが必要。 | ①高等教育機関に学びたいという意欲が高まっており，これを積極的に受け止めることが必要。<br>②これと同時に，大学等の多様化と質的向上を図ることが必要。<br>③１８才人口の減少に伴い，今後，大学等にとって一層競争的な環境が予想される。各大学等は，自らの責任において，それぞれの教育研究の在り方を工夫していくことが必要。 | ①18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で，大学・学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により，「進学率」の指標としての有用性は減少し，主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え，「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する。<br>②国の今後の役割は，高等教育の在るべき姿や方向性等の提示，制度的枠組みの設定・修正，質の保証システムの整備，高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供，財政支援等が中心。 |
| （社会人に関する記述） | 質的充実に当たって特に重視すべき方向として，多様な学習機会を提供する生涯学習への対応が必要。 | 【生涯学習ニーズの高まり】<br>今日の生涯学習ニーズの高まりとともに，高等教育は，２０歳前後の伝統的な進学年齢層の学生のみならず，有職者や主婦などいわゆる社会人学生に対しても，広く門戸を開いていくことが必要となっている。 | ○今後の様々な人材需要に対しては，各高等教育機関が，幅広い基礎的な教育を充実すること，柔軟に教育組織を改組すること，社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。<br><br>○人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには，産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。 |
| （社会人に関する規模の想定） | 社会人については需要動向等を勘案し，平成１２年度には3万人が入学するものと想定。 | 平成１１年度，１６年度及び２１年度の社会人学生の入学者数は，3万人とした。 | 特になし |
| 全体の進学率の考え方 | 【大学・短大・高専の進学率】<br>平成１２年度について，ケース１（40.0%），同２（41.2%），同３（42.2%）の３つを想定し，当面ケース１を念頭。 | 【大学・短大の進学率】<br>（平成11年度の臨時的定員の５割程度を恒常的定員化する場合）平成11年度の進学率（48.4%）の水準は平成16年度にも下回らないと試算。 | 18歳人口に対する進学率の指標としての有用性は減少。「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。 |
| 設置認可の取扱い<br>（大学設置審議会の内規） | （平成3年7月～平成13年2月）<br>大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。<br>ただし，学術研究・社会経済上又は地域振興上，極めて必要性の高い，夜間教育又は通信教育を行うもの及び社会人，留学生，帰国生徒の受入れに対応する大学等の設置及び収容定員増は認めることとする。<br>また，社会人の受入れに対応する編入学定員の設定は認める。 | （平成13年2月～平成15年3月）<br>大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。<br>ただし，極めて必要性の高い，夜間教育又は通信教育を行うもの及び社会人，留学生，帰国生徒の受入れに対応する大学等の設置及び収容定員増は認めることとする。 | 平成15年度より，抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って，設置基準に定める大学としての要件を満たすものは，原則これを認める準則主義に転換。 |


11

## (2) 大学制度等の弾力化

### 大学院制度の弾力化について（大学審答申）昭和63年12月19日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【博士課程】入学資格の弾力化<br>修士の学位を有しない者に対しても，一定の研究歴やその研究成果等の要件のもとに，博士後期課程への入学資格を認める。 | 平成元年9月 |
| ○【修士課程】早期学位取得<br>修士課程の修業年限を，現行の「２年」から「標準２年」に改めた上で，優秀な学生は最短１年で修士の学位を取得できることとする。 | 平成元年9月 |
| ○【修士課程】夜間大学院（修士課程）の設置<br>修士課程について，専ら夜間において教育を行う大学院を設置し得ることを設置基準上明らかにする。 | 平成元年9月 |

### 大学教育の改善について（大学審答申）平成3年2月8日
### 短期大学教育の改善について（大学審答申）平成3年2月8日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学学部・短期大学】コース登録制・科目登録制<br>学部に開設されている授業科目の一部を履修して単位を修得することが可能な履修制度として，科目登録制，コース登録制を導入する。 | 平成3年6月<br>科目等履修生制度を創設 |
| ○【大学学部・短期大学】昼夜開講制<br>昼夜開講制の実施を促進するため，これを設置基準上位置付け，関連規定を整備する。 | 平成3年6月 |
| ○【大学学部・短期大学】大学・短期大学以外の教育施設等の学習成果の単位認定<br>大学以外の教育施設等における学習成果であっても，一定水準以上のものについて，自大学の単位認定の対象とし得る制度を導入する。 | 平成3年6月 |

### 学位授与機関の創設について（大学審答申）平成3年2月8日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○学位授与機関の創設<br>生涯学習体系への移行及び多様な高等教育機関の発展等の観点から，短期大学・高等専門学校の卒業者等で,大学の科目登録制等により，一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与等について途を開くため，学位授与機関を創設する。 | 平成3年7月<br>学位授与機構を創設<br>（平成12年4月に大学評価・学位授与機構に改組，平成16年4月に独立行政法人化） |

### 夜間に教育を行う博士課程等について（大学審答申）平成5年9月16日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【博士課程】夜間大学院(博士課程）の設置<br>博士課程について，専ら夜間において教育を行う博士課程を設置し得ることを設置基準上明らかにする。<br>夜間大学院については，５年を超える標準修業年限を定めることができる。 | 平成5年10月 |
| ○【博士課程】教育方法の特例(昼夜開講制)<br>博士課程においては，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 | 平成5年10月 |
| ○【大学院】科目等履修生制度の導入<br>大学院は，当該大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し単位を与えることができる。 | 平成5年10月 |
| ○【大学院】大学院入学前の既修得単位の認定<br>大学院は，教育上有益であると認めるときは，学生が当該大学院に入学する前に修得した単位を，当該大学院で修得したものとみなすことができる。また，上記の単位数は10単位を超えないものとする。 | 平成5年10月 |

### 通信制の大学院について（大学審答申）平成9年12月18日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【修士課程】通信教育を行う大学院（修士課程）<br>通信教育を行う修士課程を置くことができることし，通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について，通信教育を行うことができることとする。<br>通信教育を行う大学院の教員数，授業の方法等，施設，添削等のための組織等について規定する。 | 平成10年3月 |

### 「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について（大学審答申） 平成9年12月18日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学学部・短期大学】大学等の授業の方法への「遠隔授業」の位置づけ<br>大学は，多様な通信メディアを高度に利用して，隔地間で授業を行うことができることとする。<br>卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち，「遠隔授業」により修得する単位数は30単位を超えないものとする。<br>また，通信教育における卒業の要件として求められる「面接授業」30単位のうち10単位までは，放送授業に加えて，「遠隔授業」により修得した単位で代えることができることとする。<br>（短期大学についても同様） | 平成10年3月<br>「多様なメディアを高度に利用した授業」を授業方法へ位置づけ |


12

### 高等教育の一層の改善について（大学審答申）平成9年12月18日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学学部】専門学校から大学への編入学<br>専門学校のうち，「修業年限が２年以上で，総授業時数が1700時間以上のもの」を基準として，これを満たすものとして認定された専門学校を卒業した者について，大学等において編入学を認めることとする。 | 平成10年6月 |
| ○【大学学部・短期大学・大学院】科目等履修生として単位を修得した上で入学した場合の在学期間の通算<br>科目等履修生として一定の単位を修得して当該大学に入学した場合，入学前の学修期間のうち相当年数を入学後の在学期間に通算できるようにする。 | 平成10年6月 |

### ２１世紀の大学像と今後の改革方策について（大学審答申）平成10年10月26日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【修士課程】専門大学院の設置促進<br>特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置を促進するため，制度面での所要の整備を行う。 | 平成11年9月<br>高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程を置くことができ，「専門大学院」と称することができることを規定 |
| ○【大学学部・短期大学】遠隔授業で修得できる単位数の増加<br>「遠隔授業」により修得することができる単位数の上限について，３０単位から６０単位に拡大する。 | 平成11年3月<br>短期大学については，上限を15単位から３0単位に拡大 |
| ○【修士課程】短期在学コースの制度化<br>修士課程について，社会人を対象とすることを原則とする１年以上２年未満の修業年限で修了することが可能なコースを設けることができるようにする。 | 平成11年9月 |
| ○【修士課程】長期在学コースの制度化<br>修士課程について，あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期在学コースを設けることができることを明確化する。 | 平成11年9月 |

### 大学院入学者選抜の改善について（大学審答申）平成11年8月9日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学院】大学院における個人の能力個別審査による入学資格の付与<br>短大，高専，専修学校，各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者等であっても，各大学院における個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22才に達したものについては，当該大学院の入学資格を認める。 | 平成11年8月<br>併せて，博士課程についても個別の入学資格審査による入学資格を認める旨を規定 |

### グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（大学審答申）平成12年11月22日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学学部・短期大学】遠隔授業による単位修得<br>通信制の大学において，従来の直接の対面授業による修得が必要な20単位についても，遠隔授業により修得することができるものとする。 | 平成13年3月<br>この改正により，卒業必要な単位のすべてを遠隔授業による修得が可能となった |
| ○【大学学部・短期大学・大学院】インターネット等活用授業の遠隔授業への位置づけ<br>インターネット等活用授業について，きめ細かな学習指導を行うことにより直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものを遠隔授業として位置付ける。 | 平成13年3月 |

### 大学等における社会人受入れの推進方策について（中教審答申）平成14年2月21日

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学学部・短期大学・大学院】長期履修学生制度の導入<br>職業などに従事しながら学習を希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、柔軟に修業年限を超えて履修を行うことで学位等の取得が可能となる仕組みの導入が必要。 | 平成14年3月 |
| ○【修士課程】専門大学院１年コースの制度化<br>高度専門職業人を養成するため、専門大学院１年制コースを制度化。 | 平成14年3月 |
| ○【博士課程】通信制博士課程の制度化<br>社会人の学習需要に対応し、通信制博士課程を制度化。 | 平成14年3月 |


13

**大学院における高度専門職業人養成について**
**（中教審答申）平成14年8月5日**

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学院】専門職大学院の創設<br>高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とし、新たに専門職学位課程を創設し，専門職大学院設置基準を新設。 | 平成14年11月<br>専門職大学院の創設に伴い，「専門大学院」にかかる規定は廃止 |

**我が国の高等教育の将来像（中教審答申）　平成17年1月28日**

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学学部・短期大学・大学院】履修証明等の学位以外の方法<br>一定のコースないし科目(群）を学んだ成果としての履修証明として，学位以外の方法が社会的に定着することも予想。 | 平成19年6月<br>履修証明制度の創設 |
| ○【修士課程】専門学校修了者への大学院入学資格の付与<br>一定の要件を満たしたと認められる専門学校修了者に、大学院入学資格を認める。 | 平成17年9月 |

**新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－**
**（中教審答申）平成17年9月5日**

| 提言事項 | 制度改正時期 |
|---|---|
| ○【大学院】大学院における履修証明の授与<br>企業等におけるキャリアパス形成に応じたリカレント教育，具体的には，大学院の一定のコースないし科目（群）を学んだ成果としての履修証明として，学位以外の修了証を授与する。 | 平成19年6月<br>（再掲）<br>履修証明制度の創設 |


14

# ⑶ 主な制度と各大学の取組み状況

## （３－１）入学者選抜方法の工夫

社会人等を対象に，一般の入学者選抜とは異なる方法（学力試験を課さず，論文，面接による方法など）により判定する入学者選抜方法。
大学学部については，実施校数は増加しているが，この選抜による入学者数は平成10年(5,228人)をピークに減少，平成20年度は2,132人で，入学者全体の0.4%を占めるに過ぎない。（1ページ参照）
大学院については実施校数は増加，入学者数は増加しているものの近年は停滞傾向。

**【社会人特別入学者選抜　実施校数（大学･大学院）】**

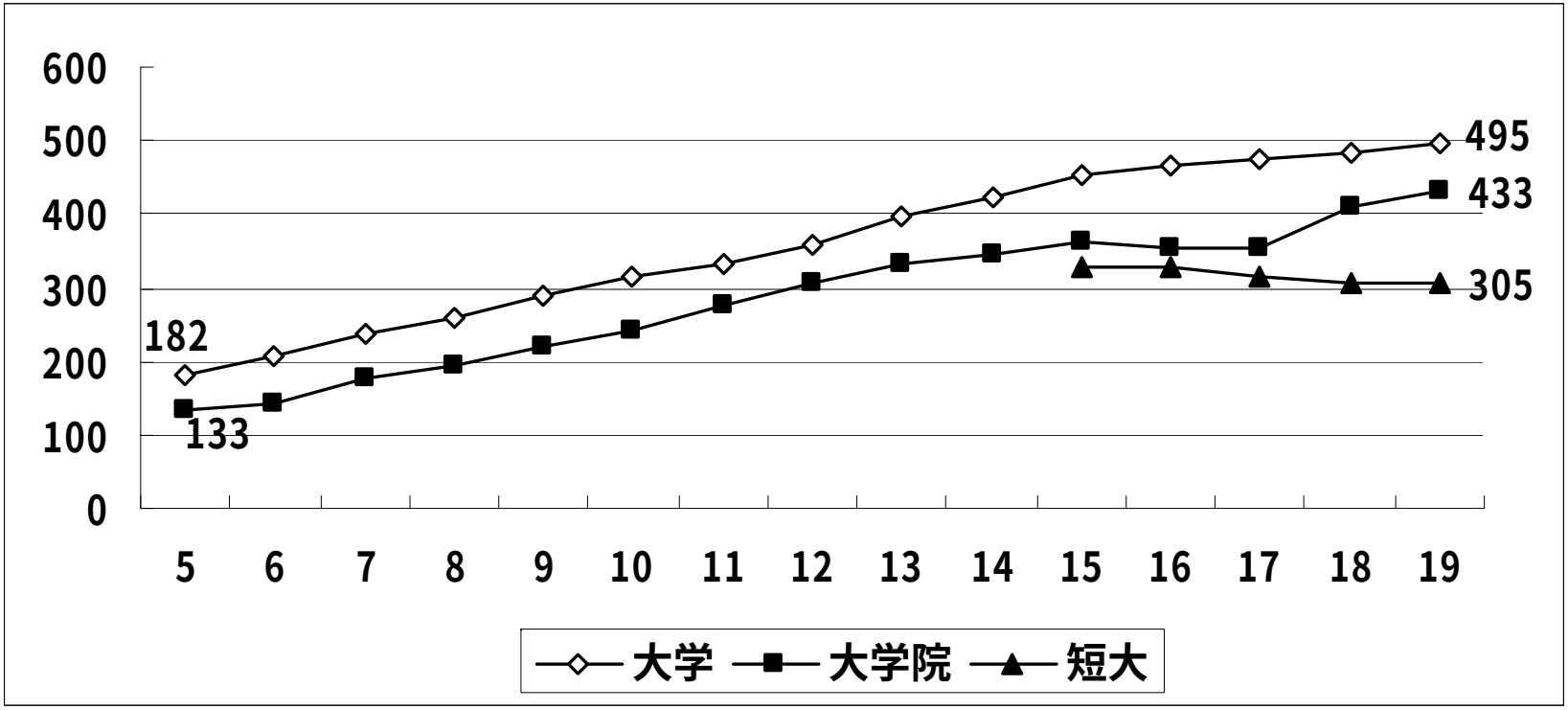


**出典：国公私立大学入学者選抜実施状況（大学，短大），大学振興課大学院係調べ（大学院）**
**短大については，平成15年度より調査を開始。**


15

## (3－2) 夜間における授業の実施

**①夜間学部** (大学学部：学校教育法制定時 (昭和22年) ～，短期大学：短期大学の法制化時(昭和39年) ～，修士課程：平成元年～，博士課程：平成5年～)

**②昼夜開講制** (大学学部・短期大学：平成3年～，修士課程：昭和49年～，博士課程：平成5年～)

学習時間等の制約のある社会人等の利便に資するため，専ら夜間に授業を行う大学の学部・大学院の研究科を開設したり，同一学部・研究科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う昼夜開講制により授業を行うこと。

大学学部・短期大学が設置する夜間学部のうち，昼間学部と施設を共有，あるいは昼間学部と施設が近接しているもの及び昼夜開講制を実施する場合については，設置基準において校舎・校地要件が緩和されている。

大学学部については夜間学部・昼間主コースと夜間主コースを区分する昼夜開講制ともに設置校数は減少している。一方，夜間学部から昼間主コース・夜間主コースを区分しない昼夜開講制に移行している大学の例も見られる。

**【夜間大学数】**

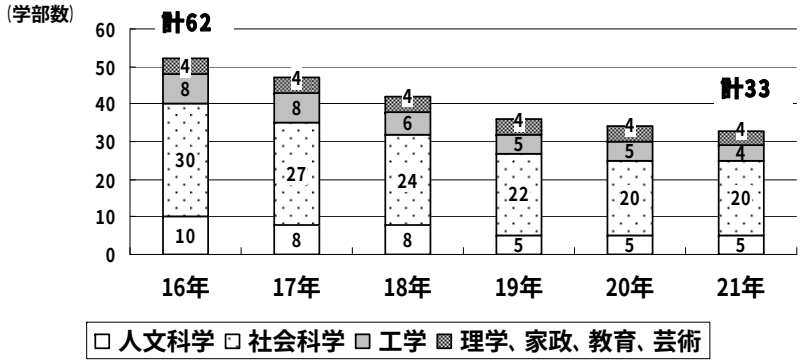


**【昼夜開講制を実施する大学の学部】**

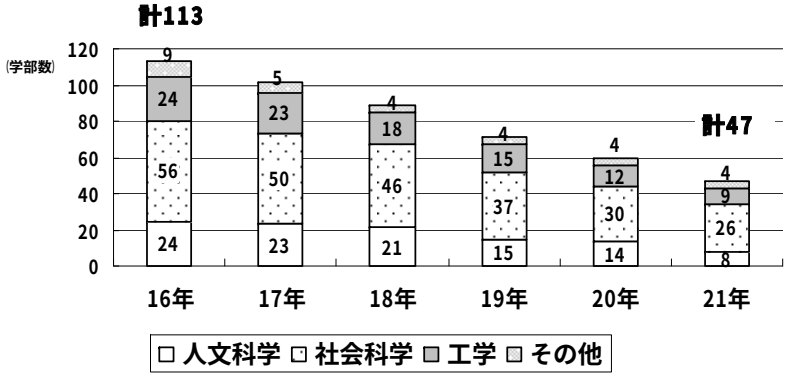


**【夜間大学院数】**

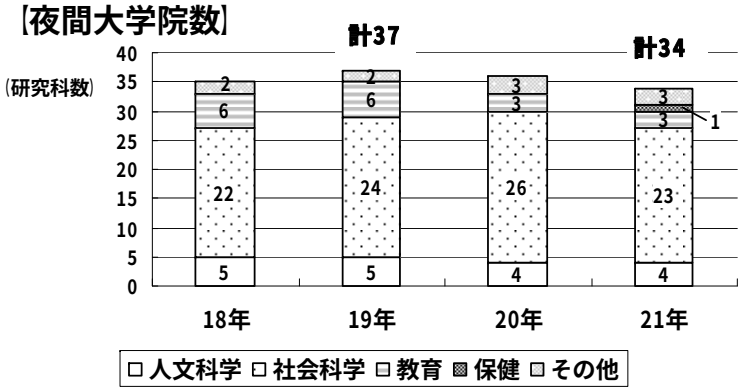


**【昼夜開講制を実施する大学院の研究科】**

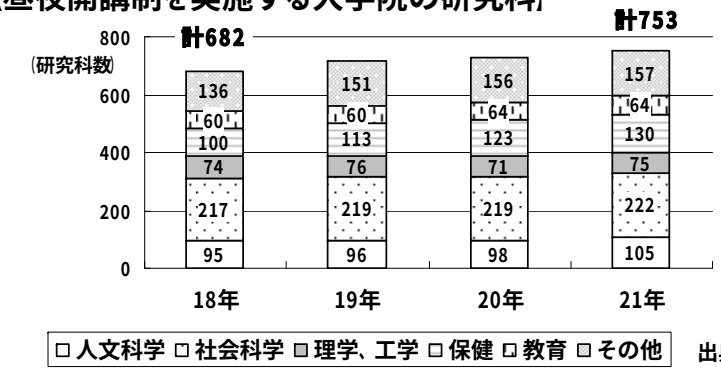


出典：学校基本調査報告書


16

【夜間大学の学生数】

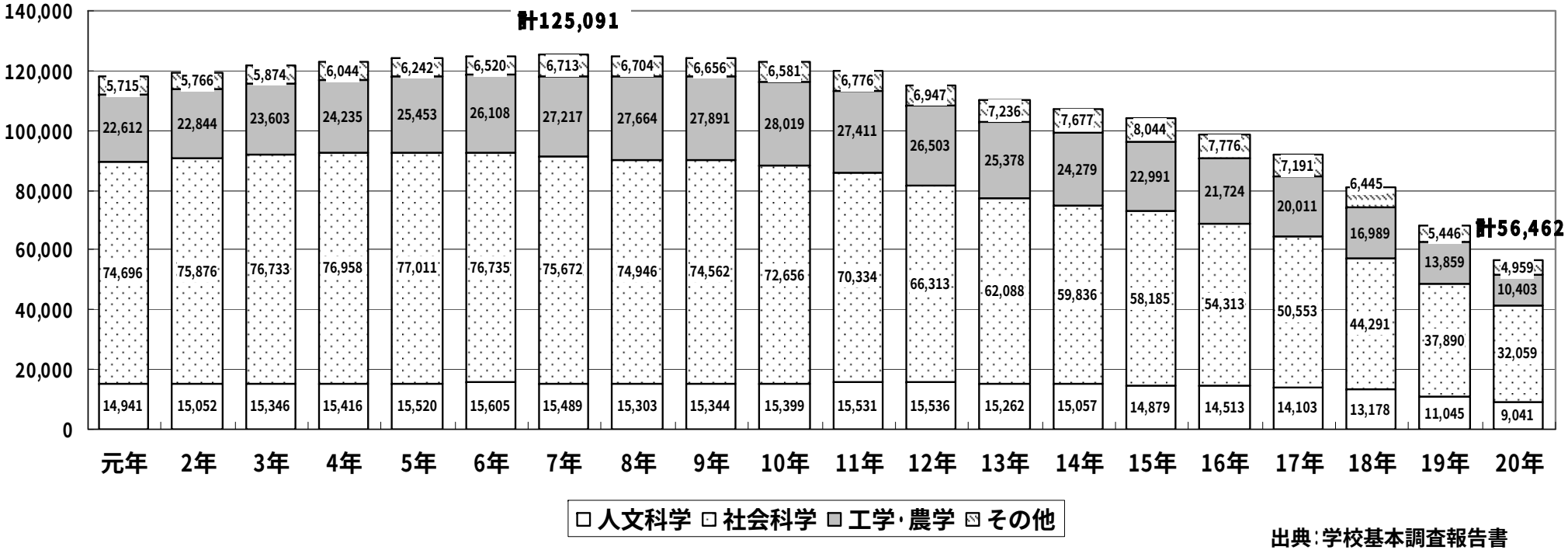


出典：学校基本調査報告書


17

【夜間大学院の学生数】

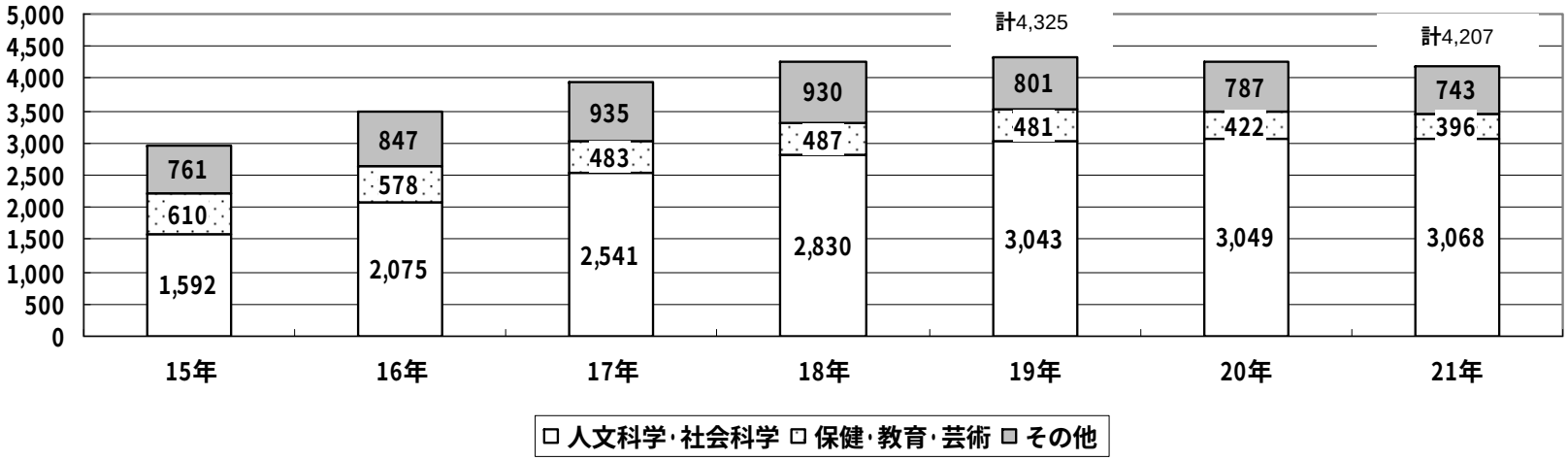


出典：学校基本調査報告書

【夜間学部から昼夜開講制（昼間主コース･夜間主コースを区分しないもの）に移行した大学の例】

**早稲田大学**

第一文学部(昼間学部)，第二文学部（夜間学部）
(平成19年度に募集停止)
↓
平成19年度～
文学部(昼間学部)
文化構想学部(1～7時限まで授業を実施する昼夜開講制)

**神奈川大学**

第一法学部（昼間学部），第二法学部(夜間学部)
第一経済学部(昼間学部)，第二経済学部(夜間学部)
(平成18年度に募集停止)
↓
平成18年度～
法学部，経済学部
(1～7時限まで授業を実施する「昼夜間教育制度」（昼夜開講制）)
6,7時限と土曜日の履修により授業を履修することで4年間での卒業が可能な「イブニング履修プログラム」を実施


18

## (3－3) 校舎以外の場所での授業の実施

### ○サテライト教室

平成15年に大学設置基準･短期大学設置基準を改正し，いわゆるサテライト教室での授業の実施が可能であることを明文化した。(大学院についても大学設置基準を準用)

【サテライト教室で正規授業を実施している大学･大学院数】

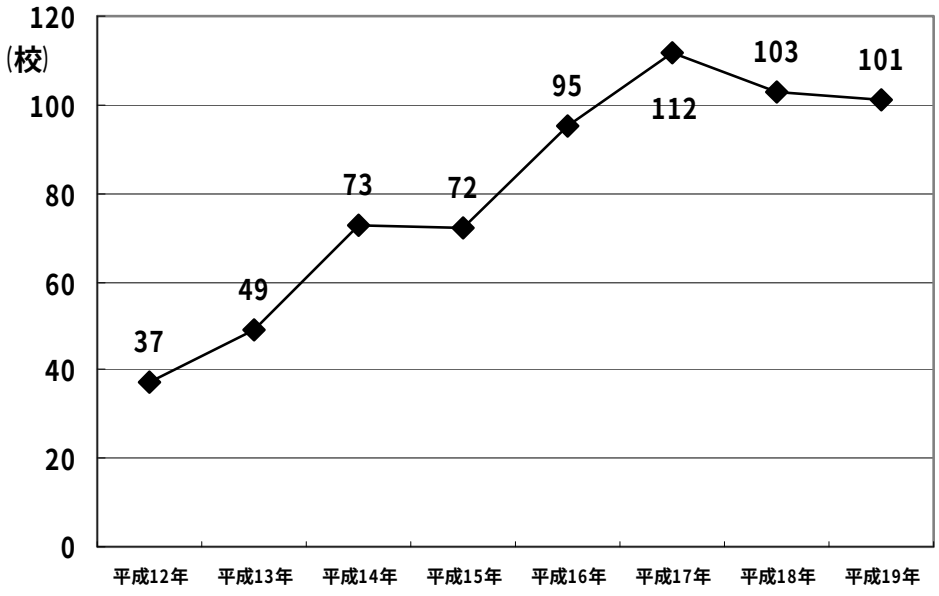


出典：文部科学省調べ

【サテライト教室を設置している大学院の例】

**常磐大学大学院**

校舎所在地：茨城県水戸市

サテライトキャンパス：
所在地：東京都港区
設置年：平成16年度
授業を行う研究科：被害者学研究科(修士課程)
双方向の遠隔授業システムにより東京と水戸で同時に授業を行い，修学できる体制をとっている

**北陸先端科学技術大学院大学**

校舎所在地：石川県能美市

サテライトキャンパス：
所在地：東京都港区芝浦
設置年：平成15年度
授業を行う研究科：
知識科学研究科，情報科学研究科


19

## (3－4) 標準修業年限の弾力化

### ①短期在学コース（修士課程：平成11年～）

標準修業年限より短い期間（１年以上２年未満）の修業年限を定めた修士課程。
設置数は増加しているが，全体の９％（平成18年度）にとどまっている。

**【短期在学コース設置大学院数】**

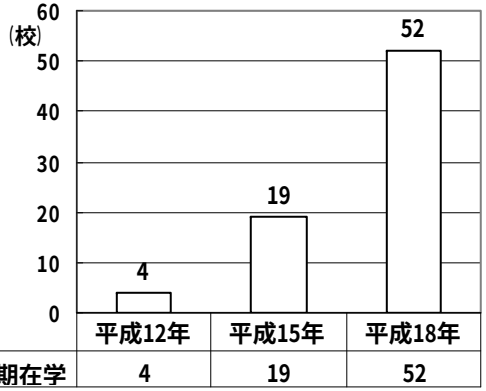


**【短期在学コースを設置している大学院の例】**

**南山大学大学院**

**経済学研究科経済学専攻「社会人１年コース」（博士課程前期）**

継続した就業経験があり，特定の実務に関して豊富な経験と研究テーマに関する論文や報告書を有し，高度な専門的業務へ貢献できるように，より広い知識や高度な学識を得ることを希望する成績優秀な社会人のためのコース。

（このほか，修業年限3～6年の「長期在学コース」も開設）

### ②長期在学コース（夜間大学院は平成元年～他の修士課程：平成11年～）

標準修業年限を超える修業年限を定めた修士課程・博士課程。
設置数は増加しているが，全体の８％(平成18年度）にとどまっている。

**【長期在学コース設置大学院数】**

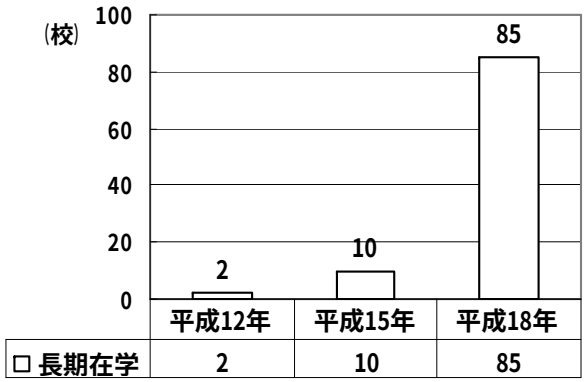


出典：文部科学省調べ

**【長期在学コースを設置している大学院の例】**

**同朋大学大学院**

**人間福祉研究科（修士課程）**

リカレント教育を想定し，修業年限を2～4年までの範囲で自ら設定することが可能。
あわせて，昼夜開講制を実施し，6時限に授業を行うほか，土曜昼間にも開講。夏冬の休暇を利用して集中講義や実習を実施。


20

## ③早期卒業・課程修了(大学学部：平成11年～，修士課程：平成元年～，博士課程：平成11年～)

個人の能力に応じた修業年限の弾力的な取扱いとして，特に優れた成績・業績をあげた学生が希望する場合，修業年限より短い期間の在学による卒業・学位取得を認めること。
実施校数は増加しており，大学院の早期課程修了者は増加しているが，大学学部の早期卒業者は300人程度で推移。

【早期卒業を実施する大学数】

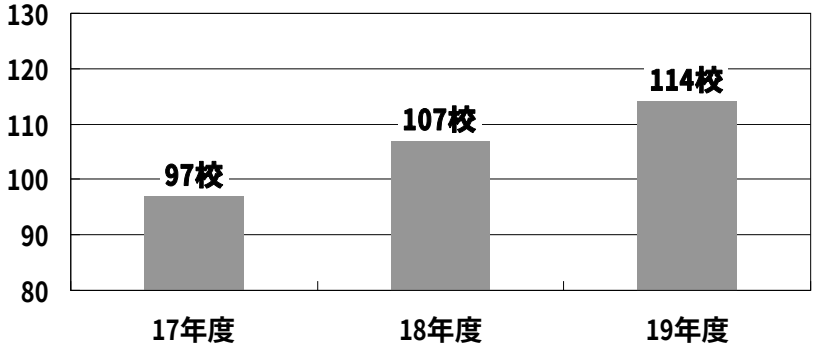


【早期課程修了を実施する大学院数】

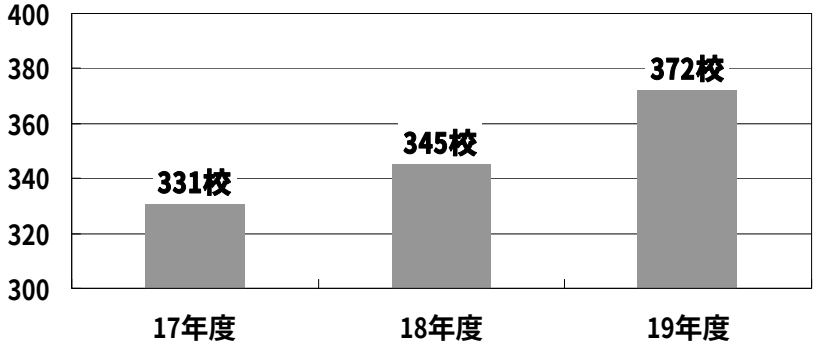


【学部段階における早期卒業者数】

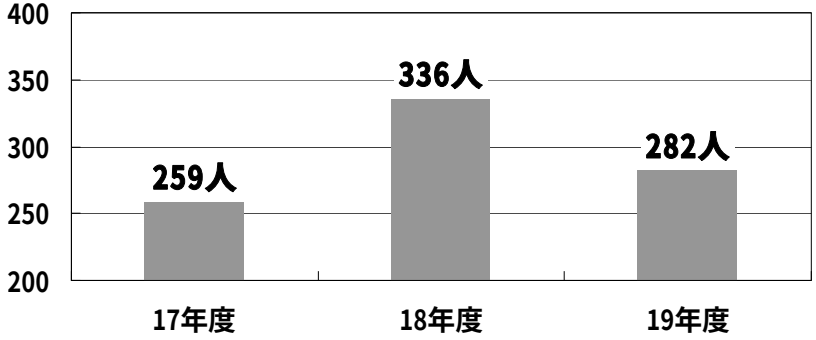


【大学院段階における早期課程修了者数】

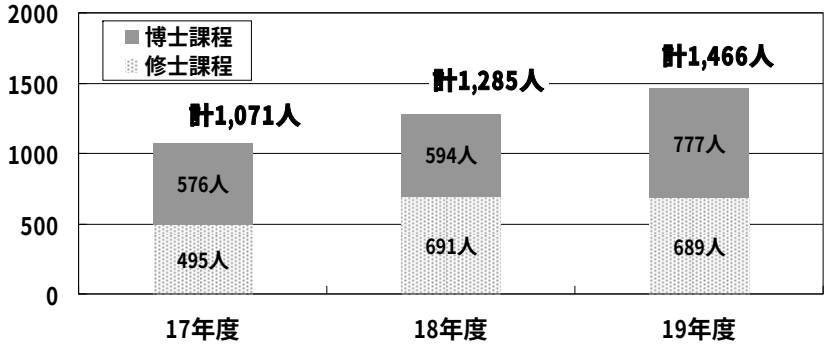


出典：文部科学省調べ


21

## ④長期履修学生制度（平成14年～）

学生が，職業を有しているなどの事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し，卒業・課程修了することを希望する場合には，その計画的な履修を認めることができる制度。
大学学部については，実施大学数は増加しているが全体の２４％（平成19年度）。受け入れ学生数は減少しており，ピーク時(平成15年度）でも99名にとどまっている。
大学院については学校数・受け入れ学生数ともに増加。

**【長期履修学生制度を実施する大学数】**

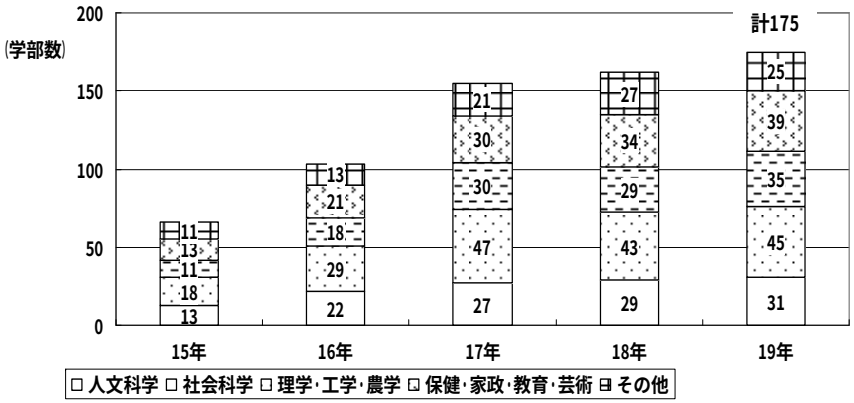


**【長期履修学生制度を実施する大学院数】**

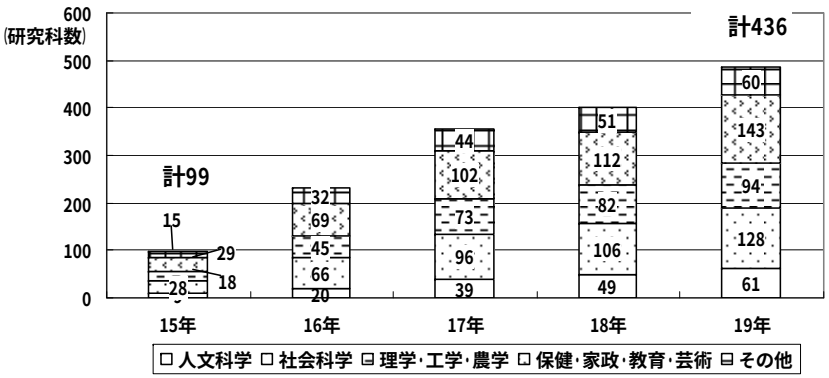


**【長期履修学生制度による受け入れ学生数（大学）】**

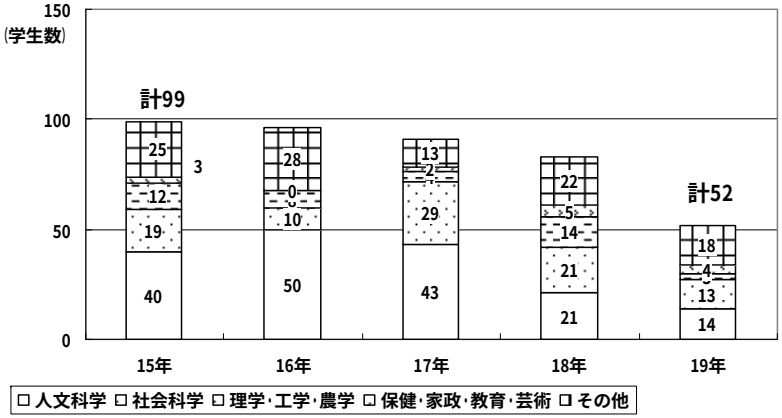


**【長期履修学生制度による受け入れ学生数（大学院）】**

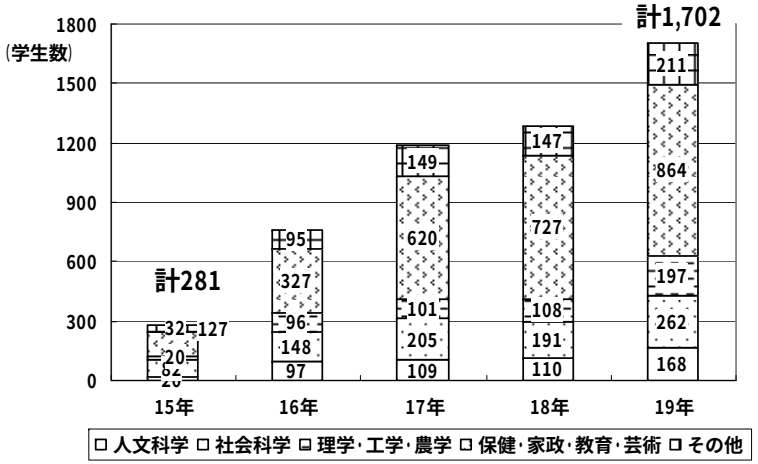


出典：文部科学省調べ


22

## (3－5) 通信による教育

### ①通信制大学・大学院（大学学部・短期大学：学校教育法施行時（昭和22年)～，修士課程：平成10年～，博士課程：平成14年～）

学校教育法制定時から大学における通信教育の規定が設けられていたが，平成13年に学部及び大学院研究科に共通する規定であることを明確するため，学部に関する条文の前に規定を繰り上げるとともに，通信教育を行う大学学部，研究科を置くことができることを規定。
通信教育に関する設置基準は，昭和56年に大学通信教育設置基準が，昭和57年に短期大学設置基準が制定された。修士課程については平成10年に，博士課程は14年に大学院設置基準に通信教育に関する規定が設けられた。
通信制大学・大学院数はともに増加している。大学学部については，放送大学を除くと入学者数は減少傾向が続き平成20年度は7,075人であり，学生数は13～14万人程度で推移している。大学院については，放送大学を除くと入学者数・学生数ともに増加している。

**【通信制大学･大学院数】(放送大学を除く)**

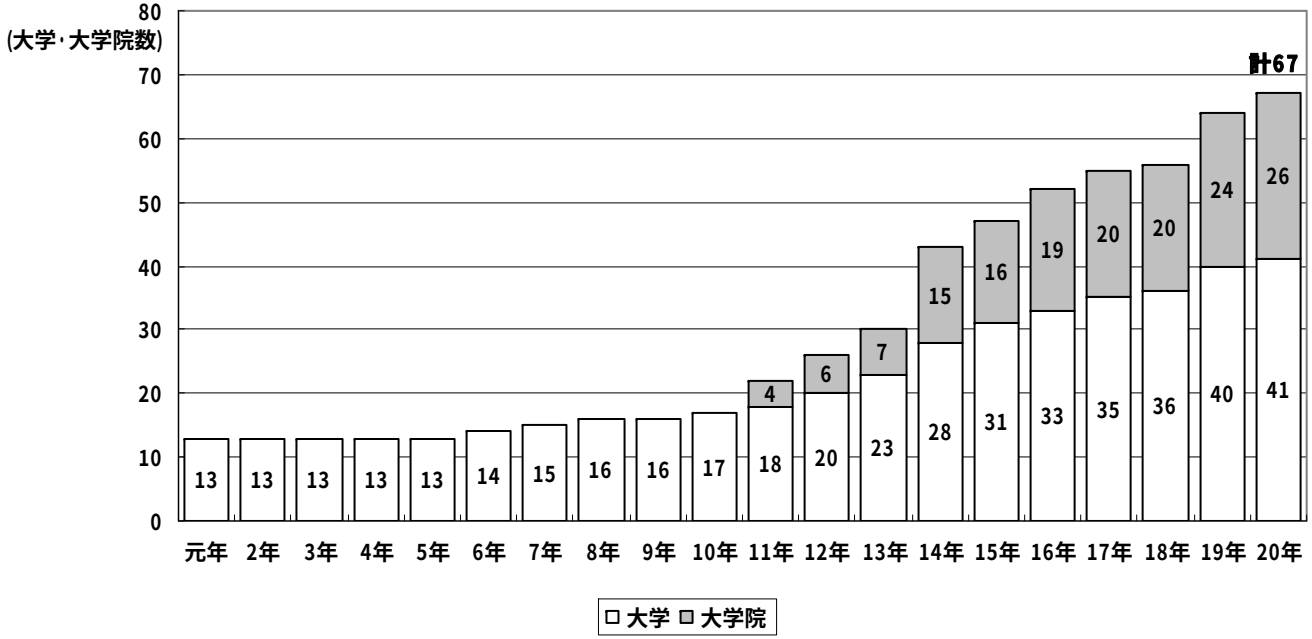


出典：学校基本調査報告書


23

## 【通信制大学　在学生数】（放送大学を除く）

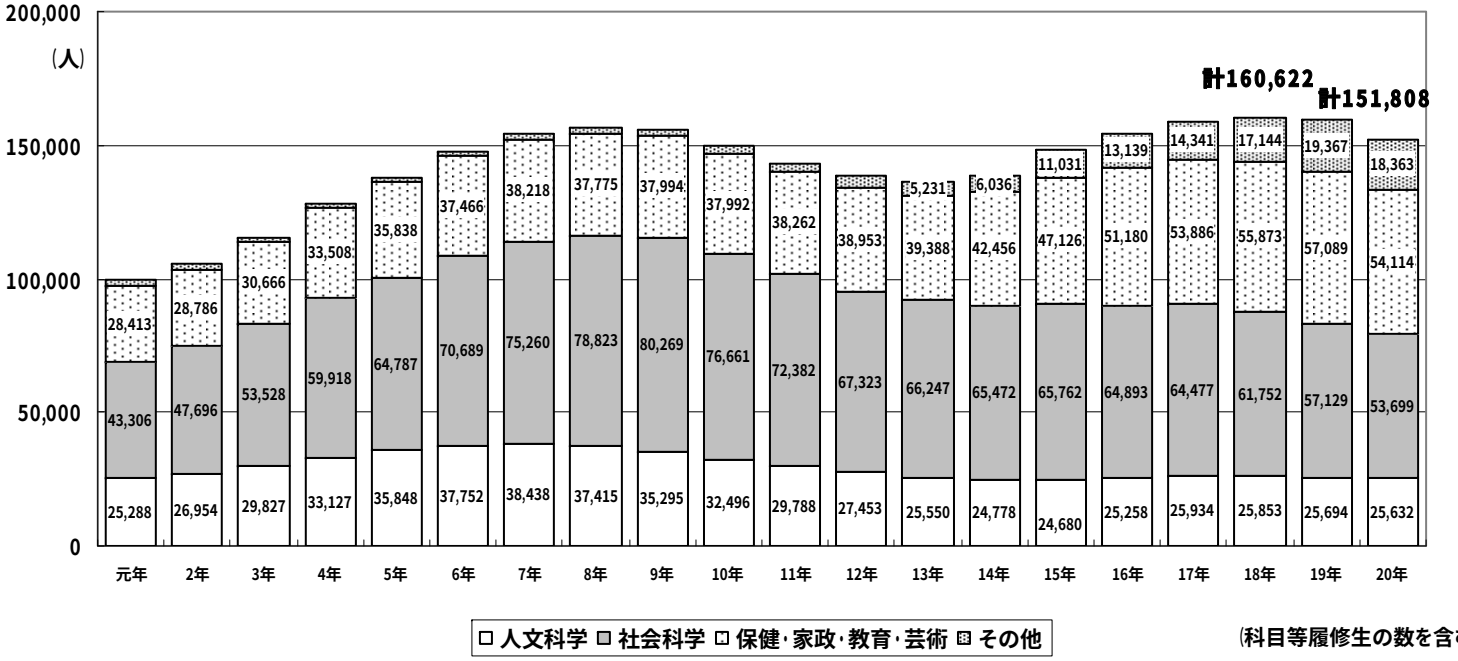


（科目等履修生の数を含む）

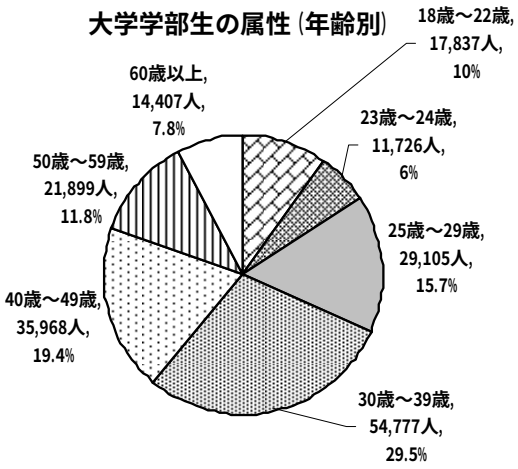


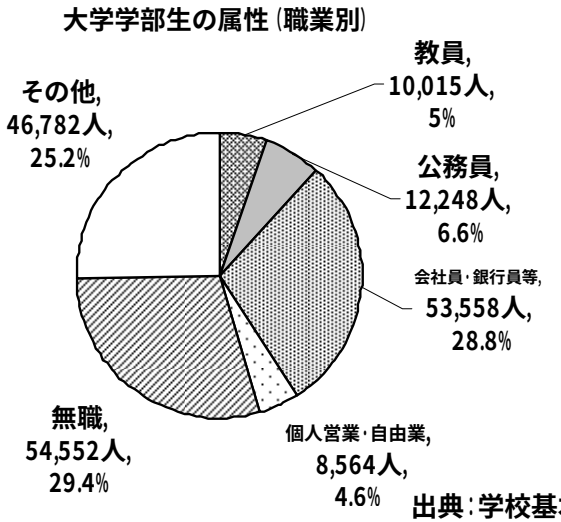


出典：学校基本調査報告書


24

## 【通信制大学院　在学者数】（放送大学を除く）

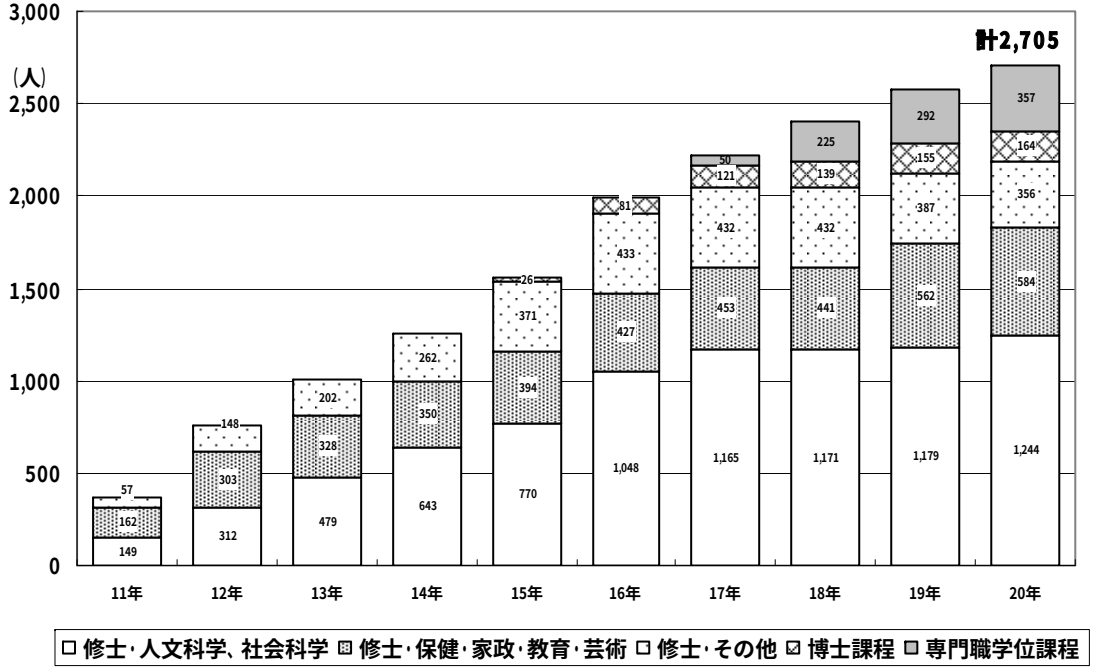


（科目等履修生の数を含む）

## 【通信制博士課程の分野別在学者数】

| | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人文科学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 7 | 13 | 20 | 22 | 28 |
| 社会科学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 20 | 25 | 23 | 20 |
| 保健 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 14 | 16 | 11 | 11 |
| 教育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 8 | 18 | 23 | 24 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 47 | 66 | 60 | 76 | 81 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 81 | 121 | 139 | 155 | 164 |



出典：学校基本調査報告書

## 【通信制短大　在学生数】

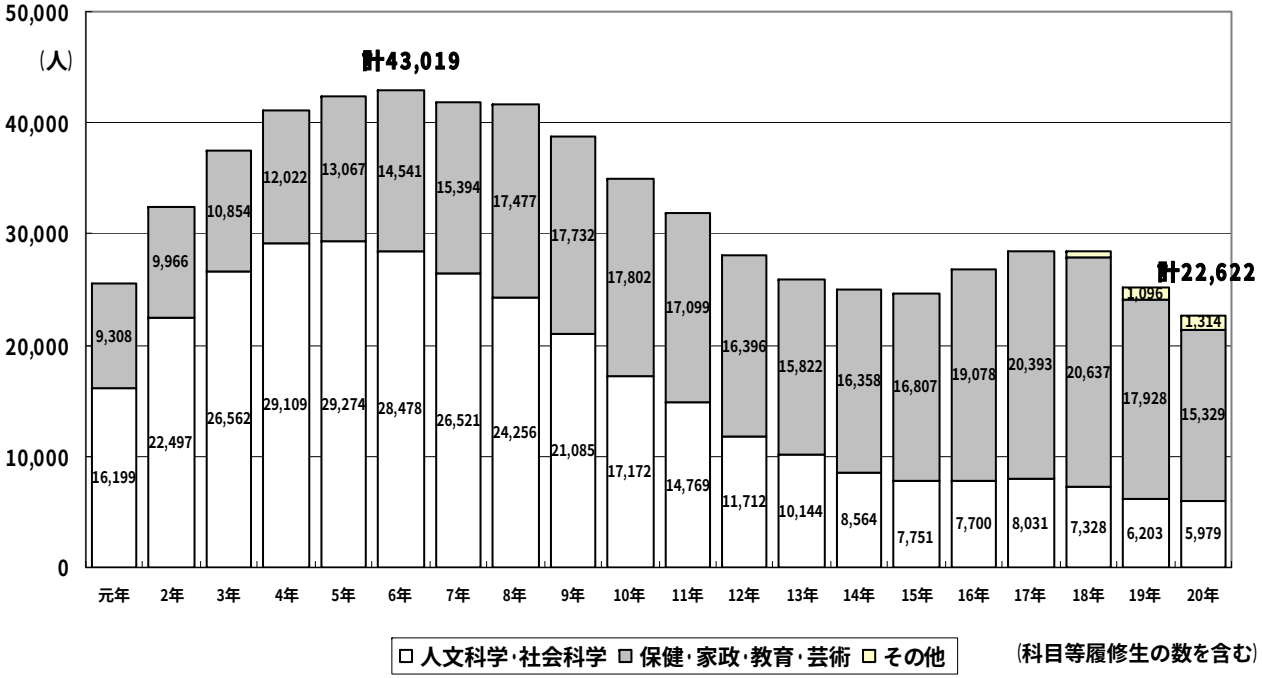


(科目等履修生の数を含む)

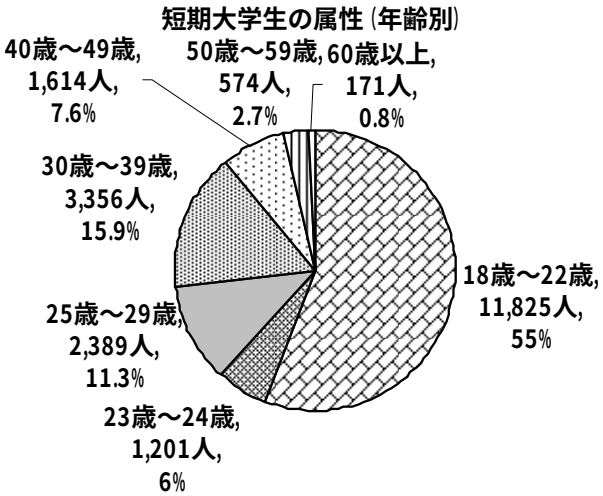


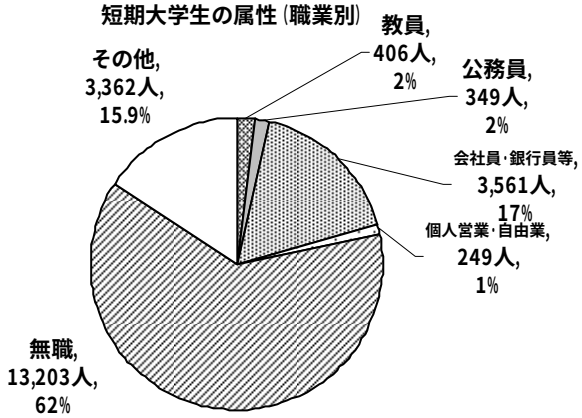


出典：学校基本調査報告書


26

## ②放送大学（昭和58年～）

放送等を活用した新しい教育システムによる大学教育の機会を提供を目的として，放送大学学園法が制定され，昭和58年4月に放送大学が設置され，授業を開始した。平成13年4月には放送大学大学院が設置され，翌14年4月に授業を開始した。

### 【放送大学の入学者・在学者数（大学・大学院）】

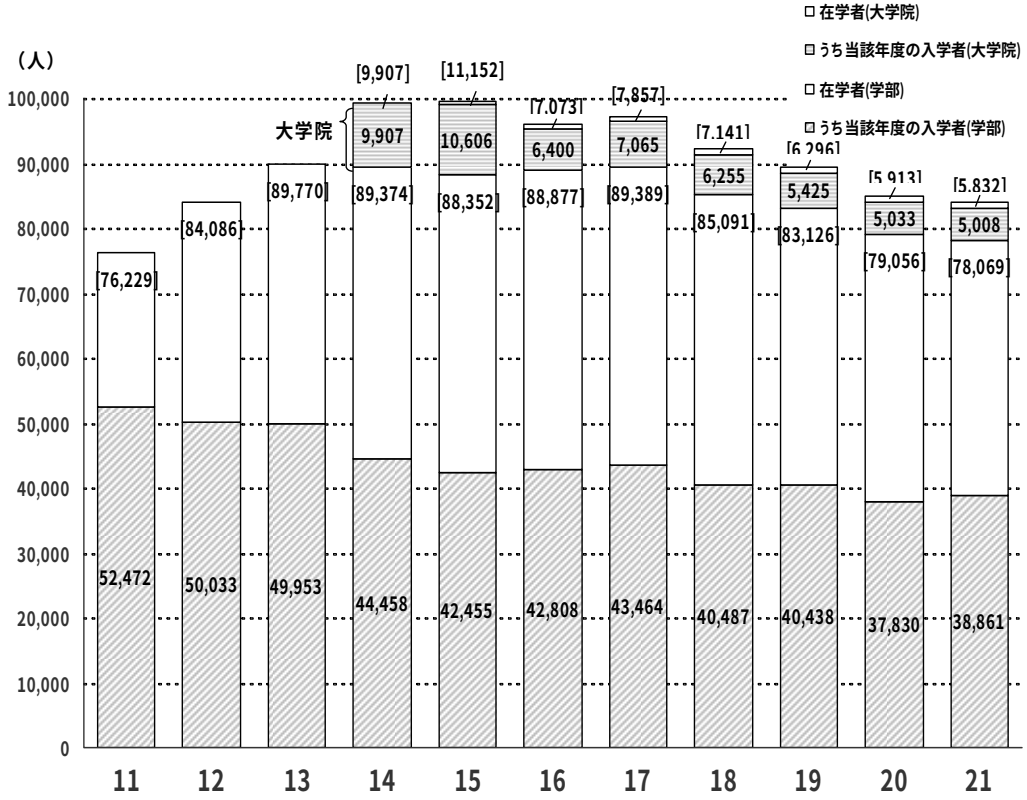


### 【学生(大学・大学院）の属性】

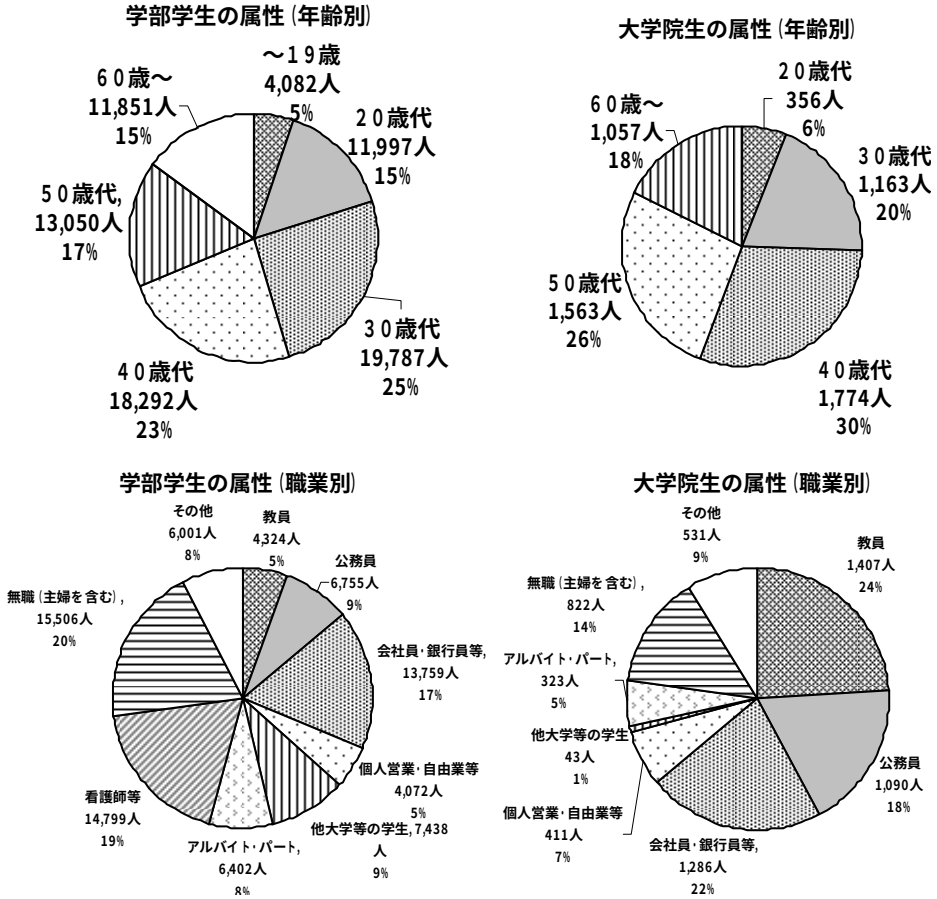


出典：放送大学学園調べ


27

## 【卒業生・修了生数（大学・大学院）】

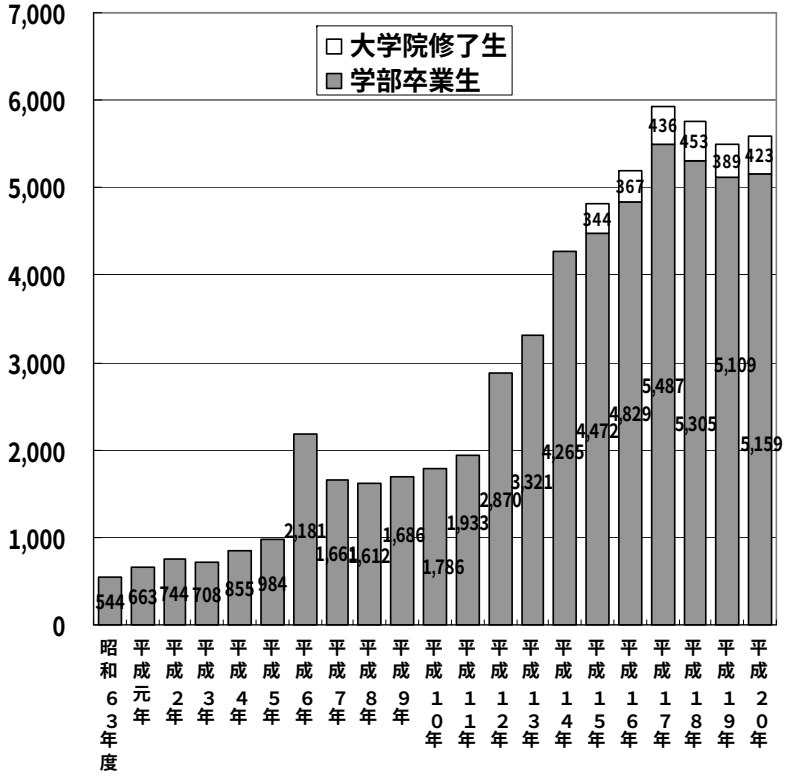


（注）平成21年3月末時点。

平成21年は9月卒業者の数を含まない。

## 【卒業生・修了生の属性】

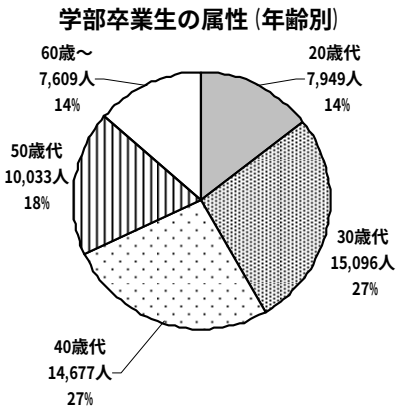


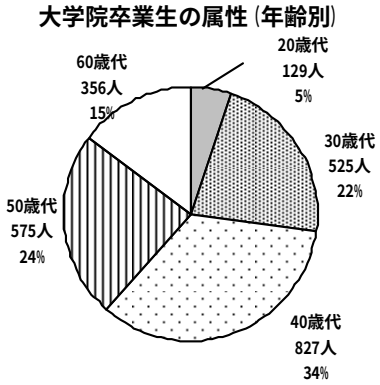


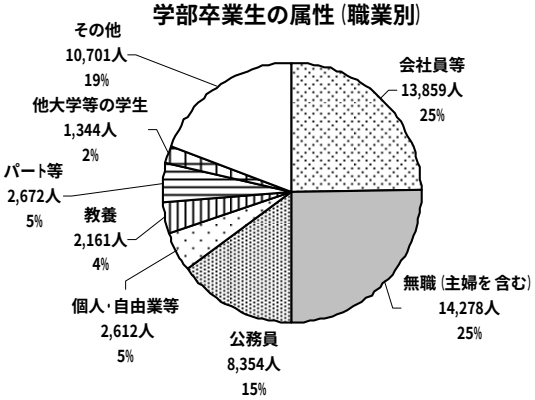


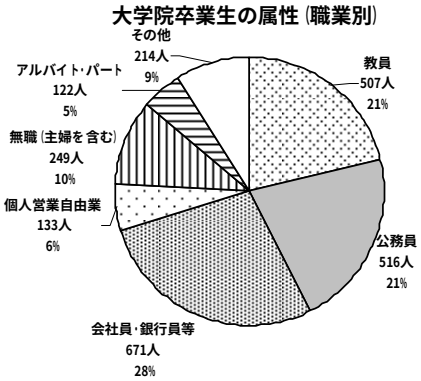




出典：放送大学学園調べ

## (3－6) 科目等履修生制度及び履修証明制度

### ①科目等履修生制度（大学学部・短期大学：平成3年～，修士課程・博士課程：平成5年～）

社会人等に対し学修機会を提供しその学修の成果に適切な評価を与えるため，大学が自らの定めるところにより，当該学生以外の者で授業科目を履修する者（「科目等履修生」）に対して単位を与える制度。
科目等履修生制度等により当該又は他の大学等で修得した単位については，大学学部については卒業の要件として習得すべき124単位のうち60単位（短期大学：同62単位のうち30単位（２年制），同93単位のうち46単位（３年制），修士課程，博士課程：同30単位のうち10単位）を上限に，当該大学等に入学後の履修により修得したものとみなすことができる。
実施大学数は増加しており，大学院における科目等履修生数は増加しているが，大学学部では減少。

【科目等履修生制度実施大学･大学院数】

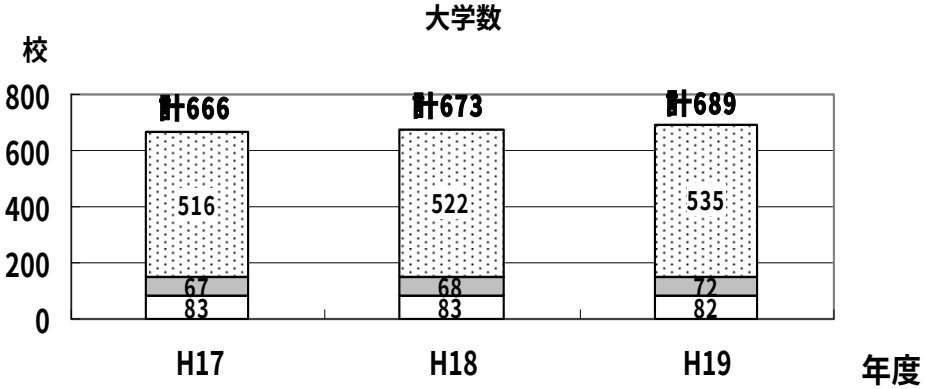


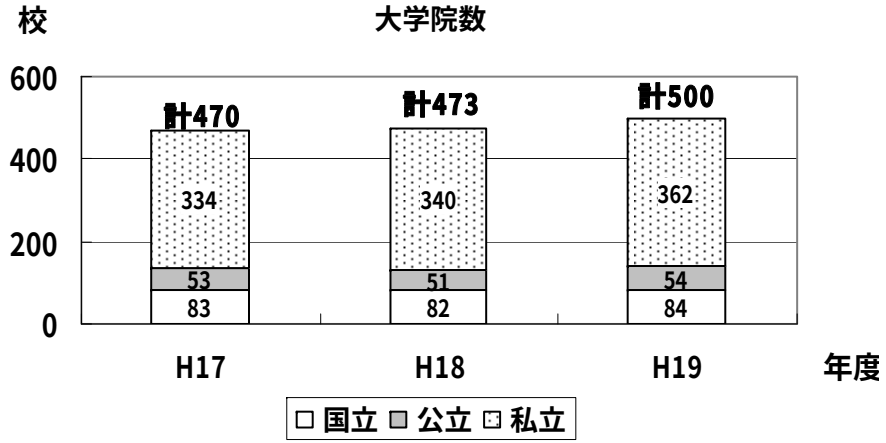


【科目等履修生数（大学･大学院）】

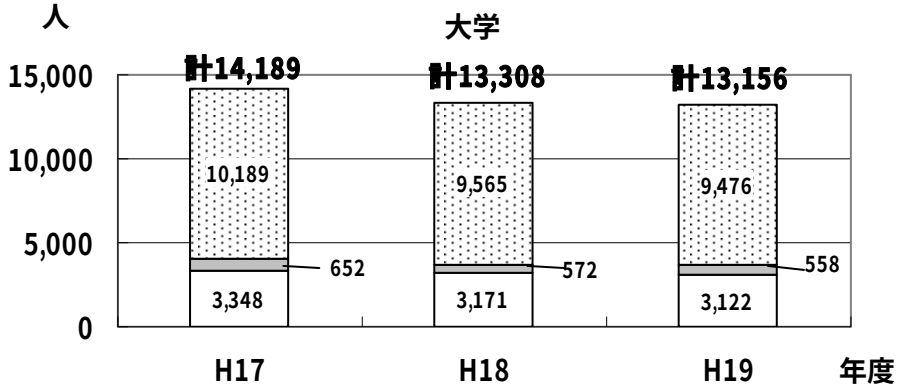


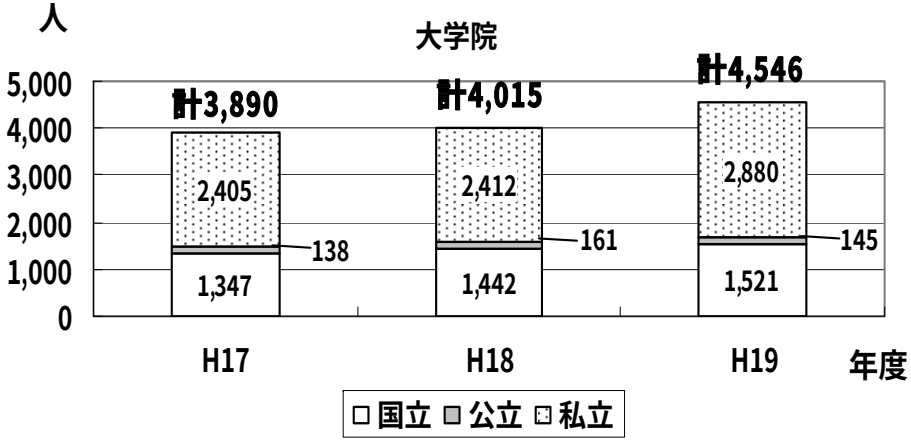


出典：文部科学省調べ


29

## ②履修証明制度(平成19年～)

当該大学の学生以外の者で大学入学資格を有する者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付すること。
この「特別の課程」の要件については，①当該大学の開設する講義･授業科目により体系的に編成されていること，②総時間数は120時間以上であること，等が学校教育法施行規則において規定されている。
　この履修証明制度は，教育機関等における学習成果を職業キャリア形成に活かす観点から，現在政府全体で推進している「ジョブ･カード制度」においても，「職業能力証明書（ジョブ･カード･コア）」として位置付けられている。

### ○放送大学における履修証明制度

　社会人等の多様な学習ニーズに応じ，関心のある分野の学習を体系的に学ぶための授業科目群を修了した者に対し，履修証明（認証状）を交付する科目群履修認証制度「放送大学エキスパート」を平成18年度から実施。
　平成19年より学校教育法上の履修証明制度としても活用。

【「放送大学エキスパート」の概要】
・授業科目群：23プラン（平成21年度）
・対象者：高校卒業資格を有する者（科目履修生等として入学）
・修得単位数：20単位以上（各プランの科目のうち10科目以上）
・費　用：入学料；学生の区分により6,000円～22,000円
　　授業料；1科目(2単位）当たり11,000円
・修　得：入学時期は年２回。必要な単位を修得し認証状を申請。

**【授業科目群（23プラン）の認証状取得状況】**

| | | |
|---|---|---|
| 健康福祉運動指導者 | 870 | ( 78 ) |
| 福祉コーディネータ | 398 | ( 76 ) |
| 社会生活企画 | 270 | ( 21 ) |
| 食と健康アドバイザー | 38 | ( 16 ) |
| 心理学基礎 | 631 | ( 101 ) |
| 社会探究 | 107 | ( 7 ) |
| 市民活動支援 | 171 | ( 16 ) |
| 実践経営学 | 130 | ( 14 ) |
| ものづくりMOT | 16 | ( 8 ) |
| 次世代育成支援 | 348 | ( 40 ) |
| コミュニティ学習支援 | 4 | ( 2 ) |
| 異文化コミュニケーション支援 | 98 | ( 24 ) |
| アジア研究 | 42 | ( 5 ) |
| 日本の文化･社会探究 | 42 | ( 13 ) |
| 宇宙･地球科学 | 49 | ( 15 ) |
| 生命科学 | 229 | ( 23 ) |
| 環境科学 | 110 | ( 16 ) |
| 社会数学 | 40 | ( 7 ) |
| エネルギー環境政策論 | 58 | ( 5 ) |
| 芸術系博物館 | 181 | ( 21 ) |
| 歴史系博物館 | 314 | ( 23 ) |
| 自然系博物館 | 17 | ( 2 ) |
| 工学基礎 | 0 | ( 11 ) |
| 合計 | 4,163 | ( 544 ) |

※　平成20年度末時点。（ ）内は平成21年度間の8月1日までの件数。

**【認証状取得者の属性】**

| 年齢別 | 取得者数 |
|---|---|
| ～19歳 | 1 |
| 20歳代 | 285 |
| 30歳代 | 743 |
| 40歳代 | 1144 |
| 50歳代 | 1238 |
| 60歳代 | 1010 |
| 70歳代 | 275 |
| 80歳～ | 11 |
| 合計 | 4707 |

| 職業 | 取得者数 |
|---|---|
| 教員 | 143 |
| 公務員 | 452 |
| 会社（商店）員銀行員等 | 711 |
| 個人営業･自由業 | 268 |
| 農業等 | 30 |
| 他大学の学生等 | 21 |
| アルバイト･パート | 466 |
| 看護師等 | 603 |
| 無職（主婦を含む） | 1585 |
| その他 | 428 |
| 合計 | 4707 |

※　平成21年度8月1日時点。
出典：放送大学学園調べ


30

【履修証明書を交付する教育プログラムを実施している大学の例】

## 北海道大学大学院保健科学研究院

### 潜在助産師のための再チャレンジ支援プログラム

受講資格：北海道内在住の主に30歳代～40歳代の未就業の助産師
履修期間：6ヶ月
履修科目：履修生は一般の学生と同じ講義を受講する。また，「助産師として自信を取り戻すプログラム」「助産師としての自己能力の再発見プログラム」等のプログラムを開講。
修了要件：講義並びに演習・実習など本プログラム参加総時間が120時間以上をもって修了した受講生を対象に，学校教育法第105条の規定に基づき，北海道大学から履修証明書を交付
履修形態：講義及び演習
講　　師：講義は大学の専任教員が担当。プログラムは開業助産師や看護管理者等が担当。
受 講 料：無料
募集定員：12名

## 東京工業大学　社会人教育院

### 理工系一般プログラム（C　プログラム）

受講資格：年齢・性別等の要件は設けていない
履修期間：3ヶ月間（前期，後期）
履修科目：「化学物質総合管理1，2」「化学物質総合評価1，2」「発がん毒性特論」「脳と化学物質事例研究」「農薬総合管理」「産業安全衛生」「環境化学」「物質材料特論」「一般毒性特論」「防疫薬総合管理」「労働科学」「環境政策」の14科目を開講。
修了要件：各科目30時間で，文部科学省が定める所定時間数の所定の講座を修了した受講者に「履修証明書」を発行予定。
履修形態：講義及び演習（平日夕刻以降に開講若しくは土曜日に開講）
講　　師：外部講師（行政関係者，企業関係者等）が中心となり講義を実施
受 講 料：1科目15,000円
募集定員：各科目30名


31

## 産業技術大学院大学

### 履修証明プログラム「ICT導入技術」

出願資格：大学卒業程度の学力を有する者
履修期間：半年間
履修科目：15科目から構成（ICT導入技術概論や情報セキュリティ等の必修6科目，ITソリューションや情報システムの設計等の選択9科目）
修了要件：最終試験に合格した科目の総時間数が120時間以上であること。但し，すべての必修科目において最終試験に合格すること。
履修形態：講義及び演習（火曜日及び金曜日の午後に開講。総開講時間数は213時間）
講　　師：産業技術大学院大学の専任教員や，外部講師（民間の情報通信関係企業）が担当
受 講 料：1科目1，280円×受講科目のトータル時間
募集定員：10名

## 愛知県立大学

### 医療分野ポルトガル語スペイン語講座

履修資格：高等学校卒業程度以上
履修期間：約4ヶ月間（週1回の計15回）学習量62時間
概　　要：ポルトガル語またはスペイン語を学び，医療系の現場での医療関係者と外国人患者の間のコミュニケーション支援能力を身につける。
履修科目：「基礎知識を学ぶ」（必修），「ポルトガル語入門」・「中級（1）」・「中級（2）」，「スペイン語入門」・「中 級（1）」・「中級（2）」
履修形態：講義と，ロールプレーイング，グループ学習を含む。（やむをえず欠席した場合，ホームページ掲載の授業内容を学ぶ）
講　　師：愛知県立大学の専任教員や非常勤教員，医療通訳研究会の会員など
受 講 料：無料（ただし，テキスト代として実費3,000円程度必要）
募集定員：各クラス15名


32

# (4) 魅力ある教育プログラムの提供

①就業者の専門的能力の向上

## 桜美林大学

### 企業向け中国語研修プログラム

対象：中国企業もしくは中国人と仕事上あるいはプライベートで関わりのある者，これから中国赴任が予定されている者　等

期間：「1ヶ月～6ヶ月コース」及び「短期コース」。ただし，これ以外にも要望に応じて様々なコース有り。

募集定員：1クラスあたり15名まで

目的：今後アジアの経済大国に発展していくであろう中国をよく知り，パートナーシップとしてうまく付き合っていくために，中国語の実践力の向上や，中国の文化を知るための講座を企業向け研修として開講。

内容：1）入門から上級まで9つのレベルにきめ細かく設定した中国語の実践力が伸ばせる会話講座
2）「ビジネス中国語」，「中国語通訳」，「ＨＳＫ対策」など特定の分野における中国語の力を伸ばせるテーマ別講座
3）中国経済，中国事情，中国文化に関する講義や講演会

講師：桜美林大学孔子学院と中国同済大学の経験ある講師

受講料：　1）出張講義の場合：1クラス1コマ（90分）あたり12,000円より（受講人数による）
2）来校受講の場合：1講座（全20回）あたり40,500円（ただし，会員割引有り）


33

# 静岡県立大学短期大学部

## 離退職保育・看護資格保有者のキャリアアップのための「HPS」養成教育プロジェクト

対象：次のa～dのいずれにも該当する者
a.保育士または看護師の資格を有する者。
b.保育または医療現場等で実務経験があること。
c.現在，離職中であること。
d.実習を含め，全日程を受講できること。

募集定員：10人程度

期間：11日間の集中講義，及び10日間の病院実習（日祝日は休み）

目的：離職している保育士または看護師に，ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（以下HPS）の理念，役割や技術を教授し，「子どもの福祉」の視点から病児を理解し，支援することのできる高い能力を持ったコメディカルスタッフとしてのHPSを養成する。

内容：①現在の小児医療の現状とコメディカルスタッフの役割，②HPSが病児の治療にかかわる理念・目的・方法などの学び，③発達年齢に応じた遊びの展開と技術に関する演習，④個別の遊びプログラムの策定や地域に対する働きなど今後の方向性に関する学び，⑤プレパレーションやディストラクション，痛みの軽減などＨＰＳ特有の技術の習得⑥HPS実習

学習成果の評価：学校教育法に基づく「履修証明書」，及び「HPS Japan資格認定書」を交付

講師：英国ＨＰＳ，静岡県立大学短期大学部専任教員，他大学の教員など

受講料：無料。ただし，交通費および教材費（約2万円）は自己負担。


34

③求職者等の就業支援

## 広島修道大学

### 地元ニーズを踏まえた「就職氷河期世代」の再教育・就職プログラム」

対象：主として，就職氷河期だった若年層の離職者・フリーター（学士課程相当レベル）

募集定員：20～30名（多くの応募があった場合は，クラスを増設）

目的：学びと資格の基本的な知識やスキルを再度修得させ，自己の再発見を促し，再就職・再チャレンジのための「基礎力」を向上させる。

内容：「学部講義（正規科目）」，「資格指導（非正規科目）」，「チャレンジ講座（非正規科目）」，「講演会・公開講座（非正規科目）」の4講義の受講を柱に据え，入学からプログラム修了（再就職）まで専従のキャリアアドバイザーによる個別コンサルティングを行いながら，科目等履修生として正課授業等の受講による学び直しを実践し，就職のための徹底したスキルアップ教育を展開する。

学習成果の評価：各講座に設定した修了要件をクリアした受講者には，「修道キャリアプログラム修了証」並びに履修証明書を交付。

期間：半年間（1日3時間×75日）

講師：大学教員のほか，学外諸機関（広島労働局，ハローワーク，広島県商工労働局，広島商工会議所等）からの派遣講師

受講料：無料。ただし，テキスト代等で6,000円を負担。


35

# 立教大学

## 立教セカンドステージ大学

対象：入学年度の4月1日現在で満50歳以上の者で，高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められる者

募集定員：本科70名，専攻科30名の計100名

目的：シニア層の人たちがセカンドステージの行き方を自らデザインできるよう，教養の修得を基礎に，「学び直し」と「再チャレンジ」をサポートする。

内容：①セカンドステージを活き活きとスタートするための教養を学ぶ「エイジング社会の教養科目群」，②NPO／NGO活動等を学び，学び直しと再チャレンジを支援する「コミュニティデザインとビジネス科目群」，③これまでの生き方や価値観を見直し，新しい自己や望ましい人間関係を創出する知識や技量を身につける「セカンドステージ設計科目群」，④実習科目の「ゼミナール」で構成。

学習成果の評価：所定の単位を修得し，修了報告書を提出し合格した受講生に，修了証書を授与。

期間：1年間

講師：立教大学の教授や外部講師が担当。

受講料：登録料80,000円，受講料250,000円（年間）


36

⑤専門性の向上や新たな専門性の獲得

## 高知工科大学大学院
## 社会システムマネジメントコース社会人対象プログラム（修士課程）

募集定員：15名程度

目的：国家の発展の根幹であるインフラストラクチャー（制度インフラ，施設インフラ，および自然インフラ）整備事業に関わる様々な問題の解決を見つけ出すと共に，これらを実行できる人材の育成を目指す。

内容：我が国の建設産業は，国際市場への展開や国内市場の開放，といった国内外の国際化に対応するための人材の育成が求められていることから，「社会システムマネジメントコース」では契約管理技術を中核に据え，「国内建設マネジメント講座科目」と「国際建設マネジメント講座科目」を設け，コース内容を設定。

学習成果の評価：30単位以上を修得し，かつ，修士論文の審査に合格すること

期間：2年間（優れた業績をあげた者については短縮することも可能）

講師：教授（行政経営や国際建設プロジェクトマネジメントを専攻）や外部講師（中央・地方のインフラ関連企業の役員や独立行政法人理事長等）が担当

受講料：入学料300,000円（高知県内150,000円）　受講料535,800円


37

# 一般財団法人　地域公共人材開発機構（大学との連携により実施）

## 「京の地域力」未来を担うひとづくり推進事業（京都府の委託事業）

取組の流れ：①京都の地域公共の担い手と期待される求職者を機構で雇用する。

②受講者（被雇用者）に対し，連携先の大学やＮＰＯ等の実践的教育・研修プログラム等（※1）を履修させ，「地域公共人材（※2）」としての能力を向上させる。この際，大学の教育プログラム修了者に対して，大学から履修証明を発行する。

③教育・研修プログラムの修了者に対しては，機構から「地域資格」を付与する。

④雇用期間終了後，公共的職種で働くことができるよう，機構から就職マッチングを支援する。

（※1　今後，機構の被雇用者以外の在学生，社会人も受講可能とする予定。これらの者が教育プログラムを終了した場合には，機構の被雇用者と同様に「地域資格」が付与される）

（※2　「異なるセクター間の文化的・機能的な壁を越えて，協働型社会(マルチパートナーシップ)における地域の公共的活動や政策形成を主導したり，コーディネートできる人材」を指す）

対象：京都の地域公共の担い手と期待される求職者（3年間で50名程度）

期間：6～12ヶ月

（参考：実施イメージ）

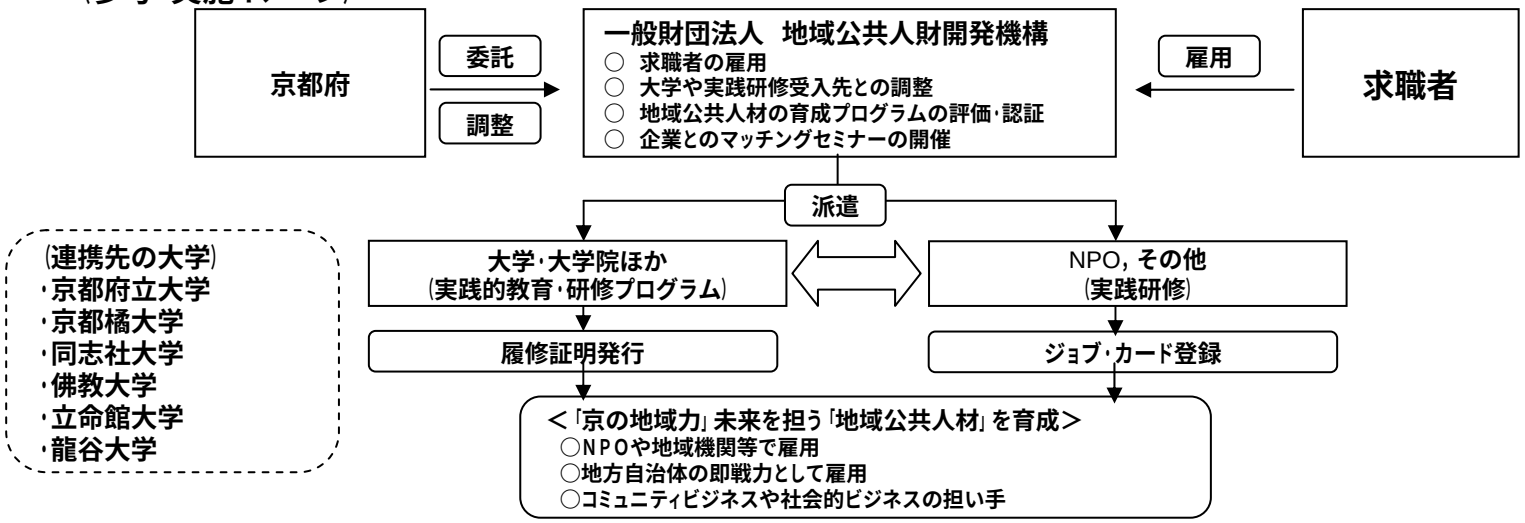



38

⑦現代的課題に対応できる人材の育成

# 愛知工業大学

## 社会人防災マイスター養成講座

対象：大学入学資格を有する社会人（自治体，企業，地域社会における防災対策や啓蒙活動に係る関係者を想定）

募集定員：10名

目的：自治体，企業，コミュニティーにおいて，直接・間接的に防災対策や啓蒙活動に係る関係者に対して，防災関連科目の講習を通じて，防災力の向上を図る。

内容：月1回の講義と，eラーニング，フィールドワーク等を利用して，地域や企業における高度防災技術者の養成を目的とした全6科目（「防災学概論」，「企業防災論」，「防災フィールドワーク」，「建築防災論」，「地域防災論」，「防災リテラシー」）を実施。

学習成果の評価：修了者には学校教育法に基づく「履修証明書」を交付
※　履修証明書の交付・不交付とは別に，各学期最終週において，試験及び履修生個々に課した課題研究の発表審査を行い，成績評価を行う予定

期間：1年間

講師：「工学系コンソーシアム」を構成する名古屋工業大学，大同大学，豊田工業高等専門学校,愛知工業大学の教授陣，企業関係者

受講料：無料


39

## 九州大学

### 次世代情報化社会を牽引するICTアーキテクト育成プログラム

対象：本プログラムは大学院修士課程において開講しており，修士課程の学生で情報通信技術（ICT）に強い志向性を有する者は本プログラムを履修可能

目的：次世代情報化社会を牽引する情報通信技術の指導的技術者を育成する。

内容：社会におけるICTの位置づけを理解し，幅広い知識と高い倫理観と高度な技術レベルを兼ね備えた人材を養成するために，先進的かつ体系的なカリキュラムを開発する。

実施に当たっては，他大学や日本経団連，地元産業界等と連携する（産学官による連携体制）。

・学の連携体制：九州工業大学，熊本大学，宮崎大学，福岡大学とは，単位互換，相互講師派遣，授業配信等で連携。特に九州工業大学とは，FDでも連携。

・産との連携体制：日本経団連からは実務家教員の常駐派遣(3名)や，非常勤講師の派遣(約30名/年)，長期インターンシップの受入れ，コース専用の奨学金等の支援。カリキュラム検討産学合同合宿の開催。また，地元の九州経済連合会からは，関連企業に対するインターンシップ等，人材育成に関する支援。

・官との協力体制：福岡県，福岡市，北九州市から，講師の派遣，設備の提供等の支援。

学習成果の評価：コース専用のカリキュラムを設定し(平成21年度より改組。文科省認可)，合計で45単位以上修得した場合にプログラムを修了したものと認める。

講師：大学の専任教員や，産業界から派遣された外部講師など

受講料：無料（大学院修士課程の授業料のみ）


40

## 関西学院大学

### 団塊世代が活躍するための地域貢献型社会起業家養成プログラム

対象：主として，地域貢献型の社会サービスを提供するために社会起業家を目指す退職予定の社会人

募集定員：35名

目的：退職予定者に対して，新規事業特に社会事業の起業家としての訓練機会を提供し，将来それぞれが地域貢献型の社会サービス関連の事業活動を展開することを支援。

内容：退職後のキャリア･デザインを見据えて地域に貢献するために社会起業を目指す社会人に対し，NPOマネジメント論と社会起業論を核とした講座群と社会事業事例演習･インターンシップの機会を提供し，退職後の活躍のための支援を行う。

学習成果の評価：受講者にはどの科目をどのような成績で修了したのかを明らかにした成績証明書を発行し，所定科目を修了して，全プログラムを修了したときに社会起業士課程修了証を発行。

期間：約8ヶ月間

講師：関西学院大学，同志社大学，立命館大学，関西大学から専任教員が参加。ほか，NPOや職業能力開発協会のコンサルタント等が参加。

受講料：無料（教材費7，000円を自己負担）


41

# (5) 社会人の大学修学にかかる負担の軽減
## (5－1) 学生の経済的負担の軽減

「教育訓練給付制度」の指定講座となっている大学の教育プログラムを受講した場合，負担した費用の２割（上限額10万円）の給付をうけることができる。

**○教育訓練給付制度**

制度の趣旨：労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し，雇用の安定等を図るため，労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に，その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

制度創設：平成10年

給付対象事由：雇用保険の被保険者又は被保険者であった者（通算した被保険者であった期間が3年以上）が，厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し，終了した場合に支給

給付額：受講者が負担した費用の２割（上限額10万円）

講座の指定状況：5,436講座（平成21年10月現在）
うち，大学等で543講座が開講

**【指定講座となっている大学の教育プログラム】**

**・コース登録制講座**

**大学院 大学又は短期大学が開設する正規の科目のうちから複数の授業科目をセット（コース）とし，単位習得を目的として行われる一年以内の専門教育講座（講座数：22講座）**

**（例）立命館大学大学院**
**金融技術の本質を正しく把握し，これを実際のビジネスに結び付けていくための視座を提供する「金融と法」を法学研究科で開講（科目等履修扱い）。3科目１２単位を履修し合格した者は講座修了となる。**
**・受講修了者数：１４名（平成２０年度）**
**・訓練期間：9ヶ月**
**・費用：受講料288,000円**

**・大学院修士課程講座**

**夜間大学院，昼夜開講制の大学院で夜間に開講されるもの，または通信制大学院で標準修了年限が2年以内の修士課程（博士前期課程を含む）の専門教育講座（講座数：489講座）**

**（例）筑波大学大学院**
**企業法学に関する高度職業人を養成する「ビジネス科学研究科企業法学専攻」を開講。本専攻に2年以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び試験に合格した者は，修士（法学）の学位を取得しうる。**
**・受講修了者数：２９人（平成２０年度）**
**・訓練期間：２４ヶ月**
**・費用：入学料282,000円，受講料535,800円**


42

# （5－2）学生の雇用者の経済的負担の軽減

## ○人材投資促進税制（中小企業等基盤強化税制）

### （1）制度の目的

我が国の中小企業の人材投資は，90年代以降に落ち込んだまま横ばいとなっており，また，全企業の教育訓練費に比べて低い。このため，中小企業の人材投資を増加させ，生産性向上や経営環境変化への対応力を強化する。

### （2）制度の概要

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において，労務費（給与，法定福利費，教育訓練費等）に占める教育訓練費の割合が0．15%以上である場合に，教育訓練費の額の一定割合（8～12%）を法人税額から控除。

### （3）適用対象法人

青色申告法人のうち，中小企業者（※）等。

（※　①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人，②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人）

### （4）対象となる教育訓練費の範囲

使用人の職務に必要な技術又は技能を修得させ，又は向上させるために必要な費用であり，教育訓練等（教育，訓練，研修，講習など）を伴うもの。大学等の教授等による座学研修や，専門知識の教授などが含まれる。

**労務費に占める教育訓練費の割合の推移**

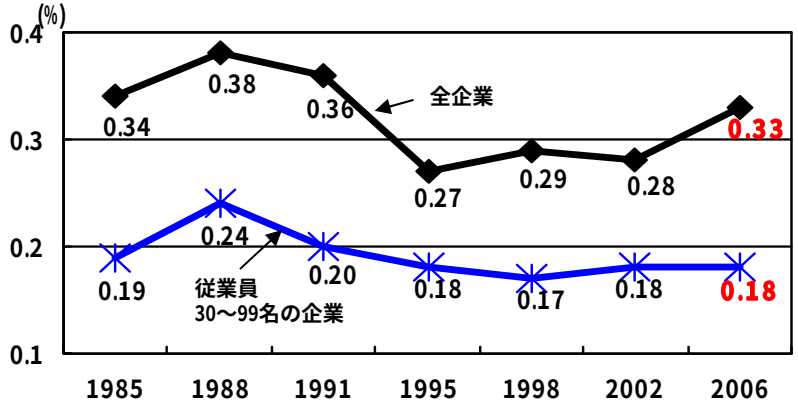


（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」等

**制度の概要**

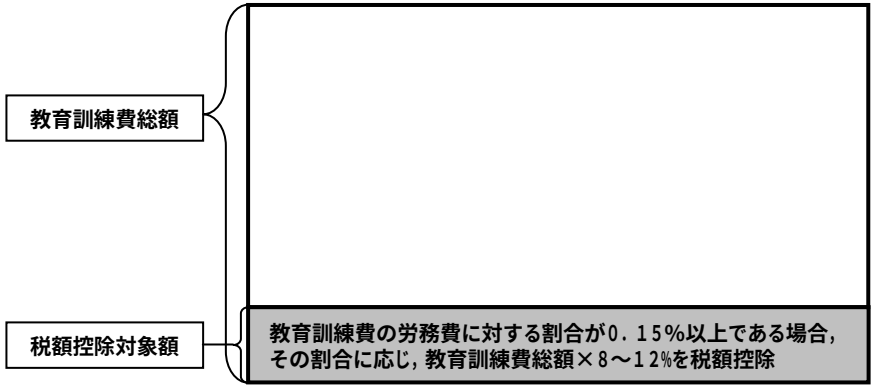


**○　適用例**

中小企業A社が，期中に同社の使用人について，①教育訓練費を25万円，②給与を1億2000万円，③法定福利費を1,500万円を支出した場合，
教育訓練費割合＝教育訓練費÷労務費＝25万円÷（1億2000万円＋1,500万円＋25万円）＝0.184%。
教育訓練費割合が0.15%以上であるため，税額控除を受けることができる。
具体的な税額控除額については，
税額控除額＝教育訓練費×（8%＋（教育訓練費割合－0.15%）×40）
＝25万円×（8%＋（0.184･･･%－0.15%）×40）
＝23,400円であり，これが法人税額から控除される。


43

# （5－3）大学修学を目的とした休業制度

## ①大学院修学休業制度（公立学校教員，平成１３年～）

（対象）現職の教員で，①専修免許状の取得を目的としていること，②専修免許状取得の前提となる一種免許状又は特別免許状を有していること，③それぞれの一種免許状又は特別免許状に係る最低在職年数（3年）を満たしていること

（概要）現職教員の資質能力の一層の向上を図るため，公立学校の教員が専修免許状の取得を目的に，国内外の大学院等の課程を履修するために休業することができる制度。（教育公務員特例法第26条等）

（休業の期間）3年を超えない期間

（休業の効果）教員の身分は保有するが，給与は非支給。また，復職後の給与の調整は，各地方公共団体で規定。

（実績）平成21年4月1日現在，修学休業者数は218人。（平成13年度からの通算修学休業者数　1，337人）

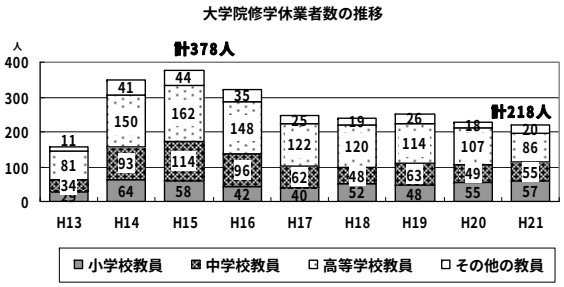


※　各年4月1日現在（文部科学省調べ）

## ②自己啓発等休業制度（国家公務員，平成１９年～）

（対象）職員としての在職期間が2年以上の国家公務員

（概要）大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し，職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律）

（休業の期間）2年ないし3年

（休業の効果）身分は保有するが，職務に従事せず，給与は非支給。また，復帰後の俸給については，部内の他の職員との健康上必要と認められる範囲で調整が可能。

（実績）平成19年度の休業取得者は7名（大学等における修学が6名，国際貢献活動が1名）。

## ③職員研修休業制度（B国立大学法人教職員，平成１６年～）

（対象）教職員

（概要）職務遂行上の能力を向上させるため，国内外のほかの学校，試験研究機関，病院その他公共的施設において，当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査，研究，又は指導に従事する目的で，職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。

（休業の期間）2年をこえない期間

（休業の効果）身分は保有するが，職務に従事せず，給与は非支給。また，復職後の給与については，部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲で調整が可能。

（実績）平成16年4月以降の取得研修は38件（主な取得者は医学系の大学教員及び看護職員）


44

## (6) 学修成果の雇用先での初任給や昇給への反映

**① 国家公務員（行政職（一））**

**【初任時の俸給額】**

行政職：初任給基準表の適用に際し，上位の学位取得による修学年数を勘案
（1年につき4号級を加算。職務経験については，職務内容に応じて最大5分の4を乗じた数を加算）

**【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】**

なし

**② 地方公務員（C県）**

**【初任時の俸給額】**

行政職：経験年数に応じた加算において修士・博士の学位取得を勘案
（1年につき最大で4号給加算のところ，学位については最大の4号級加算。職務経験については3号級程度加算の場合が多い。）

教育職：学位レベル(学部，修士，博士）別に給与額を設定（経験年数に応じた加算より優位な加算を設定）

**【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】**

行政職：なし

教育職：上位の学位を取得した時点で，当該学位を保有する者として新規採用されたものと仮定し，学位に応じた給料の級・号給から経験年数等により給料額を再計算。これと現給料を比較して，高い方の額を適用。

**③ 民間企業**

**○ D社（情報通信業）**

**【新規採用時の給与額】**

学位レベルによる初任給額の違いはない
採用時の年齢・職務経験等による初任給額の違いはある

**【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】**

なし
なお，自己啓発目的での大学等での研修を認める制度がある
（上司の推薦が必要，期間は1年，年に若干名，給与と学費を支給）

**○ E社（外資系の製造業等の複合企業）**

**【採用時の給与額】**

募集ポストごとに適格要件として学位のレベルと種類，職務経験等を設定
給与は募集ポストごとに職務内容・応募資格条件に応じて設定

**【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】**

なし
なお，修学目的での退職はよくみられる例であり，こうした退職者を再び雇用した例も少なくない

**国家公務員一般職職員（行政職（一））の初任時の俸給額**

| 採用時の学歴 | 初任時の俸給額<br>（上段：級・号俸，下段：額） |
|---|---|
| 大学学部卒 | 2級1号俸<br>181，200円 ※ |
| 大学院<br>修士課程修了 | 2級9号俸<br>200，000円 |
| 大学院<br>博士課程修了 | 2級21号俸<br>222，000円 |

※ 2級1号俸は185,800円のところ，新規採用者については181,200円とすると規定。

**参考：民間企業の学歴別初任給額**

| | 大企業 | 中企業 | 小企業 |
|---|---|---|---|
| 高等学校卒業 | 160，400円 | 156，300円 | 156，900円 |
| 短期大学卒業 | 176，600円 | 170，900円 | 163，900円 |
| 大学学部卒業 | 199，100円 | 199，400円 | 194，400円 |
| 修士課程修了 | 226，200円 | 225，400円 | 224，500円 |

※全国平均額
厚生労働省「平成21年金構造基本統計調査」


45